

愛媛県人権施策

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して

推進基本方針

[第三次改訂版]



愛媛県



改訂にあたって

21世紀は「人権の世紀」とも言われ、国内外で「人権という普遍的な文化」の構築に向けたさまざまな取り組みが推進されております。

本県においても、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、平成16年に「愛媛県人権施策推進基本方針」を策定し、平成22年、27年の2度にわたる改訂を経ながら、人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点に立った各

種施策を展開して参りました。

しかしながら、依然として、女性や子ども、障がいのある方といった社会的弱者に対する人権侵害、性的マイノリティへの偏見、職場におけるハラスメントなどが社会問題となっているほか、近年、スマートフォンやSNSの普及にとともに、インターネット上でのプライバシー侵害や誹謗中傷等の事案が多数発生しています。また一方で、平成28年に、「部落差別解消推進法」をはじめとしたいわゆる「人権三法」が施行され、昨年には、ハンセン病元患者の家族や旧優生保護法により不妊手術を強制された方々の救済に向けた法律が成立するなど、多様な人権課題を解決するための環境整備が進められているところです。

県におきましては、こうした関係法令の制定や社会情勢の変化に適切に対応すべく、愛媛県人権施策推進協議会の御提言をふまえ、このたび、「愛媛県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）」を新たに策定いたしました。

今回の改訂を契機に、国や市町、関係団体との連携・協働を一層深め、県民一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことのできる「^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」の実現に向け、人権施策の充実・強化に努めて参りたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、人権尊重の社会づくりの担い手として、更なる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、改訂に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました、愛媛県人権施策推進協議会の委員の方々並びに県民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

愛媛県知事 中村 時 広

第1章 人権施策推進基本方針策定の背景	1
1 国際的な動向	1
2 国内の状況	2
3 県内の状況	3
4 基本方針の改訂	4
第2章 人権施策推進基本方針策定の考え方	5
1 基本方針の性格	5
2 基本方針の目指すもの	5
3 基本方針の見直し	6
第3章 人権施策の推進方針	7
1 人権教育・啓発の推進	7
(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	7
(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	9
(3) 指導者等人材育成の推進	11
2 人権擁護	11
(1) 人権救済制度の早期確立	11
(2) 人権擁護委員の活動支援と連携	11
(3) 人権相談の充実・強化、人権侵害の救済	11
(4) 福祉サービスの苦情解決制度の円滑な運用	12
(5) 愛媛県男女共同参画推進委員制度の適切な運用	12
(6) 権利擁護への取組の推進	12
第4章 重要課題への対応	14
1 女性	14
2 子ども	16
3 高齢者	19
4 障がいのある人	22
5 同和問題	25
6 外国人	27
7 エイズ患者・H I V感染者	30
8 ハンセン病患者・回復者及びその家族	31
9 犯罪被害者等	32
10 性的指向・性自認（S O G I）	34
11 インターネットによる人権侵害	35
12 北朝鮮による拉致問題	36
13 被災者	37
14 その他の重要課題	38
(1) 刑を終えて出所した人	38
(2) アイヌの人々	38
(3) ホームレス・生活困窮者	39
(4) 人身取引	39
(5) ハラスメント	40
(6) その他	41

第5章 推進体制	43
1 県の推進体制	43
(1) 全庁的な推進組織の構築	43
(2) 愛媛県人権啓発センターの機能強化	43
2 国及び市町村との連携	43
3 NPO、各種団体等多様な主体による協働	43
4 県民に期待される役割	44
用語解説（50音順）	45
※本文中、*のある単語は用語解説に記載があります。	
参考資料	55
人権関係年表	56
世界人権宣言	60
日本国憲法（抄）	64
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	67
愛媛県人権尊重の社会づくり条例	68
愛媛県人権施策推進協議会委員会名簿	70

第1章 人権施策推進基本方針策定の背景

1 国際的な動向

20世紀における急速な科学の進歩は、人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦は、かつてない規模で人々の生活を破壊し、その中で行われた大量虐殺や特定の民族への迫害などの人権侵害や人権抑圧に対する反省から、人権の保障が世界平和の基礎であり、国際社会全体で取り組むべき課題であるという考え方が主流となりました。

このようなことから、国際連合は、1948（昭和23）年12月10日、第3回総会において「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

この「世界人権宣言」には、法的な拘束力はありませんでしたが、国際連合では、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）*」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）*」など、人権保障のための条約が採択されたほか、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」などの国際年を定めるなど、それぞれの課題を解決するための取組が進められています。

しかし、こうした取組にもかかわらず、人種、民族、宗教等に起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、1993（平成5）年にウィーンで開催された世界人権会議で、人権教育の重要性が改めて提唱され、翌1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、「人権という普遍的な文化*」を世界中に構築するための運動が進められました。

その後、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、2004（平成16）年、国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」（2005～2009（平成21）年）、高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」（2010～2014（平成26）年）、第1フェーズ、第2フェーズの取組を強化する「第3フェーズ行動計画」（2015～2019（平成31）年）の取組を進めてきました。2018（平成30）年9月には、国連人権理事会において「人権教育世界プログラム」第4段階（2020～2024（令和6）年）が採択され、取組が進められることとなりました。

2015（平成27）年9月には、国連総会が、2030（令和12）年までの国際目標であり、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。我が国においても、「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、具体的な取組を進めています。

また、ハラスメントの根絶を求める声が世界的に広がる中、国際労働機関（ILO）が2019（令和元）年6月の総会で、「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」を採択しました。

2 国内の状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとで、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を批准・加入するとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策が進められてきました。

そのような状況のもと、1965（昭和40）年の同和对策審議会答申*に基づき、1969（昭和44）年から、同和問題の解決に向けた特別対策や同和教育が進められてきましたが、1996（平成8）年、総務庁の審議会である地域改善対策協議会*が「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」についての意見具申を行いました。

この意見具申では、地域改善対策事業を特別対策から一般対策へ移行して、教育、就労などの面で、なお残された課題の解決について、工夫しながら着実に実施していくとともに、依然として存在している差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育や啓発の成果とその手法の評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえながら、積極的に推進していくという方向付けが行われました。

また、1995（平成7）年には、「人権教育のための国連10年」が国連で決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

これら「意見具申」、「国内行動計画」策定の動き等を踏まえ、政府が国会に法案を提出し、1996（平成8）年、人権に関する施策の推進について、国の責務の明確化や必要な体制整備を目的とする「人権擁護施策推進法」が5年間の限時法として制定されました。

この法律に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

一方で、現行の人権擁護制度を抜本的に改革して、差別的取扱い、虐待などの人権侵害の救済と人権啓発の推進を図ることを目的に、2002（平成14）年、新たに「人権委員会」を設置することなどを定める「人権擁護法案」が国会に提出されたほか、2012（平成24）年には「人権委員会設置法案」が国会へ提出されましたが、いずれも衆議院の解散に伴って廃案となりました。

差別や虐待の被害者など、自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある人々に対しては、実効的な救済を図ることが急務の課題になっており、国において引き続き新しい人権救済制度に関する検討が行われています。

2016（平成28）年には、4月に障がいや理由とする差別の禁止や行政機関や事業者障がい者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、6月に日本以外の国や地域の出身であることを理由に不当な差別的言動が行われることは許されないとして、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が、12月には、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進

に関する法律」(部落差別解消推進法)が相次いで施行されました。

また、2019(令和元)年6月には、職場におけるパワー・ハラスメント*の防止措置を企業に義務付ける労働施策総合推進法など一連の法律を一括改正する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、誰もが安心して働ける環境づくりに向けた検討が進められることになりました。

3 県内の状況

本県では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV*感染者、ハンセン病*患者・回復者等のそれぞれの人権分野ごとに、課題解決に向けての施策を進めてきました。そして、1997(平成9)年に国が策定した「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を受けて、1999(平成11)年に、「人権教育のための国連10年」愛媛県推進本部を設置するとともに、2000(平成12)年には、2004(平成16)年を目標年次とする「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画を策定し、「人権という普遍的な文化」の創造を目指して、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を進めてきました。

また、県民とともに人権が尊重される社会づくりの実現を進めるため、2001(平成13)年に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、国、市町及び関係団体と連携しながら、人権意識の高揚や人権擁護の推進のための施策を展開しています。

この条例には、知事が人権施策の総合的な推進に関する基本方針を定めること及び人権施策の推進に関する重要事項を調査協議するため、「愛媛県人権施策推進協議会」を設置することが定められており、2002(平成14)年に、同協議会から、知事に対して、「愛媛県における人権教育・啓発の推進等に関する意見」の提言がありました。

この提言に基づき、2003(平成15)年に人権啓発の拠点として、県庁人権対策課内に愛媛県人権啓発センターを設置し、県民一人ひとりが人権を身近な問題として取り組めるよう、効果的な施策の推進に努めています。

さらに、2013(平成25)年に「愛媛県人権・同和教育基本方針」を策定し、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取組に学びながら、愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図る教育を推進しています。

近年、国際化、少子高齢化の進展など、環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともに、インターネットの急速な普及など技術革新が進む中、新たな人権課題も生じています。

また、家庭内での児童や高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者等への暴力などが社会問題化しており、地域や家庭、関係機関が連携し、解決に向けて総合的に取り組むことが必要とされるケースが多くなっています。

このような状況のもと、県民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるとともに、市町や関係団体と協働し、人権尊重の視点に立った行政を推進しています。

3 基本方針の改訂

基本方針は2004（平成16）年に策定した後、2010（平成22）年に第一次改訂を行い、「犯罪被害者」、「性的マイノリティ」、「インターネットによる人権侵害」及び「北朝鮮による拉致問題」の4課題を重要課題に位置付けるとともに、「ホームレスの人々」及び「人身取引」の2課題についても新たに「その他の重要課題」として取り上げました。次に、2015（平成27）年に第二次改訂を行い、「被災者」を重要課題へ追加するとともに、重要課題以外への取組を記載するため「その他」の項目を追加し、様々な人権問題のうち「プライバシーの保護に関する問題」と「患者の人権に関する問題」を例示しました。

今回の改訂は、第二次改訂から5年を経過することから、社会情勢の変化や法令等の改正・整備等を盛り込み、「愛媛県人権施策推進協議会」をはじめ県民の方々の意見等をお聴きし、第三次改訂として行ったものです。今回の改訂では、G20労働雇用大臣会合の本県開催により県民の関心が高まっている労働雇用環境に関して、職場でのパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント*など「ハラスメント」を「その他の重要課題」として新たに上げたほか、「その他」の項目に「旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題」と「ひきこもりに関する問題」を追加で例示することとしました。

第2章 人権施策推進基本方針策定の考え方

1 基本方針の性格

この基本方針は、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない地域社会の実現を目指して制定した「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」第5条の規定に基づき策定するものです。そして、県民自らが、人権尊重の社会づくりの担い手であるという認識のもとに、県や市町、NPO*、各種団体など地域で活動する多様な主体同士が協働して、人権意識の高揚や人権擁護に係る取組を進めていくための基本的な考え方を示すものです。

また、前述の「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画を引き継ぎ、「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念に、人権教育・啓発や人権擁護を総合的に推進するためのものです。

この基本方針は、他の様々な施策に関する計画や方針の策定に当たって、準拠すべき基本指針としての性格を有するもので、県が推進するあらゆる行政の分野で、人権尊重の理念を浸透させていくものです。

なお、それぞれの実施施策については、県長期計画や各分野の個別計画及び各年度の予算の中で具現化することとします。

2 基本方針の目指すもの

この基本方針では、子どもから高齢者まで一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「愛顔あふれる愛媛県」の実現を目指して、「自己実現を尊重する」、「共同参画を保障する」、「共生社会を目指す」という3つのキーワードのもとに、人権施策を進めます。

キーワード1 自己実現を尊重する

人権が尊重される社会の実現のためには、一人ひとりの様々な生き方の可能性が否定されることなく、その個性や能力を十分発揮できる機会の保障が重要です。お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、行動することが求められており、すべての人が自分らしい生き方のできる、お互いの自己実現を尊重する地域社会の実現を目指します。

キーワード2 共同参画を保障する

人権が尊重される社会の実現のためには、性別や年齢、障がいなどによって制約を受けることなく、誰もが地域社会の構成員として、あらゆる分野への参画が保障されることが重要です。特に、政策決定の場に当事者が参加し、意見を表明できる機会が保障されることが求められており、すべての人が平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

キーワード3 共生社会を目指す

人権が尊重される社会の実現のためには、すべての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、共に生きているという認識や他人を思いやる心を持つことが大切です。

ユニバーサルデザイン*の考え方にとっとり、またSDGsの取組に対応してすべての人が障がいの有無、性別や国籍の違い、年齢などに関係なく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

3 基本方針の見直し

この基本方針については、人権を取り巻く社会情勢の変化や新たに発生する人権課題に対応するため、「愛媛県人権施策推進協議会」での協議を踏まえ、必要に応じて見直しを行うほか、5年後を目途に、必要な見直しを行うこととします。

第3章 人権施策の推進方針

1 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めるため、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう啓発を行うことはもちろん、日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に表れるよう、家庭や学校、地域社会、職場などあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

とりわけ、人権感覚は一朝一夕には身に付くものではないことから、様々な人権問題について、生涯にわたり継続した学習ができるよう、子どもから大人まで、長期的な視点に立った、より実践的な学習活動を進めていきます。

ア 学校における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体を通じて、児童生徒が様々な人権問題の解決に向けた態度や行動力を身に付けることができるよう、人権尊重の意識を高めていくことが大切であり、人権教育は、単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を培うことが必要です。

そのためには、人権感覚を磨き、一人ひとりの実践力を高めることが重要であり、児童生徒の発達段階に応じた人権学習の推進及び高齢者や障がいのある人、外国人との交流など、学校における様々な体験学習の充実に努めていきます。

また、人権教育の推進にあたっては、その担い手である教職員の資質の向上が不可欠であることから、教職員の人権に対する正しい理解や認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修の充実に努め、学習プログラムや研修手法の研究など、学校現場における人権教育の推進を支援します。

イ 地域、家庭における人権教育・啓発の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、家族間でのふれあいを通して、他人への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、また、人格を形成する場として、重要な役割を果たしています。

しかし、少子化や核家族化、家族形態の多様化などにより、家庭における養育力や教育力が低下していると指摘されており、子どもや高齢者に対する虐待、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）*）など、様々な人権問題が顕在化しています。

このような家庭の養育力や教育力の低下を補い、強化していくためには、学校、地域社会、NPO、各種団体などが相互に連携を深めることが大切です。そこで、様々な機会をとらえて、子育てや高齢者介護に関する学習機会の確保や情報提供を行うほか、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が協力して子育てや家事などを行うような意識づくりを進めていきます。

また、地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付

けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心をはぐくむ役割があります。

これまで、公民館等の社会教育施設において、人権に関する学習機会の提供やボランティア活動の推進が行われてきました。

これからも、家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学ぶことができるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣・紹介や学習プログラムの研究、指導者の養成など、社会教育における指導体制の充実に努めます。

ウ 職場における人権教育・啓発の推進

企業は社会を構成する一員、「企業市民」であるという考え方から、その社会的責任や社会貢献が重要視されています。企業の海外への進出が進むとともに、2019（平成31）年4月には改正「出入国管理及び難民認定法」が施行され、外国人労働者の受入がさらに拡大する中で、人権への理解や対応が重要性を増しています。

このような状況の中で、企業やその他の事業所においても、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性別等による不当な差別などのない、働きやすい職場環境づくりを進めることが必要となっています。

また、障がいのある人の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用、外国人の就業についての改善や、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等の実現を目指すことが求められており、人権啓発研修への講師の派遣・紹介や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を行っていきます。

このほか、就職の機会均等を図るための公正な採用選考システムを確立していくことは大きな課題であり、今後とも、本人の適性や能力を引き出す観点に立った採用について、企業に対する啓発を進めていきます。

エ 県民参加型の効果的な啓発活動の推進

県民一人ひとりが傍観者の立場でなく、人権学習の主体であるという認識のもと、自分自身の問題として人権を考えることができるよう、効果的な啓発活動を進めていきます。

特に、講義中心の知識習得型学習に加え、自分たちの考えを述べる場や実践する場を設けたワークショップやフィールドワークの開催など、子どもから高齢者まで誰でも参加可能な体験型学習を推進します。

このほか、インターネットやマスメディアなどを通して、視聴覚に直接訴え、県民の感性を揺さぶることは、啓発手法として効果的であり、多様な媒体を活用した啓発活動に努めます。

オ 継続的な情報発信の推進

効果的な人権学習を進めていくため、愛媛県人権啓発センターのホームページの充実を図るとともに、映像ソフト等の貸出しを行う視聴覚ライブラリーの拡充など、啓発拠点としての愛媛県人権啓発センターの機能強化に努め、県民に対し、継続的な情報発信を行います。

また、人権問題の学習教材や人権に関する情報の収集を行うとともに、県民が親しみやすい啓発冊子を作成し、人権に対する正しい知識の普及に努めます。

(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権尊重の社会づくりを推進していくためには、県民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を磨くことが重要であり、あらゆる場を通じた人権教育を推進していくこととしています。とりわけ、公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者は、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事しており、その職務の性質上、人権に配慮することが求められています。

これら特定の職業に従事する者への人権教育は、これまでも各機関や各職場において、それぞれ行われてきたところですが、今後とも人権尊重の理念の浸透が図られ、効果的な人権教育が行われるよう積極的な支援に努めます。

ア 公務員

公務員は、国民全体の奉仕者として、憲法の基本理念である基本的人権の尊重を、その業務を通じて実施することが求められています。特に、県や市町行政においては、県民と直接接することが多く、様々な部署において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの重要な人権課題に関わる施策を行っているほか、公権力の行使にあたる職員や個人情報を取り扱う職員も多いことなどから、人権に配慮した行政を推進していくことが重要です。

このため、職員一人ひとりが人権問題の解決を自らの課題として受け止め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った対応ができるよう、県職員の階層ごとの研修カリキュラムに人権教育を盛り込むほか、対応マニュアルの作成、国、県の各機関や市町に対する研修講師の派遣・紹介や人権教育・啓発に対する支援を積極的に行い、人権尊重の取組が進められるよう努めます。

イ 教職員

子どもたちの人格形成や人権意識を高めるうえで、教職員の果たす役割は極めて重要であり、人権尊重の学校教育を推進するためには、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を実践していくことが必要です。

これまで、県教育委員会では、教職員が人権に関する正しい認識を深めるとともに、学校等の教育現場において、人権問題の解決を自らの課題として取り組めるよう、組織的かつ計画的に指導力の向上を目指した研修を実施するなど、資質の向上や啓発手法の研究に積極的に取り組んできました。

今後とも、教職員が自己の社会的役割を自覚し、人権教育の主たる担い手として、地域や関係機関を巻き込んだ人権教育の実践ができるよう、参加体験型学習や学習教材の研究など、効果的な人権教育の推進に努めます。

ウ 警察職員

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、

交通の取締りなど、公共安全と秩序の維持に当たることを責務としており、その任務の遂行に当たっては、人権に配慮した公正かつ適切な対応が求められています。

このため、警察職員に対する人権教育については、採用時の研修や各職場における研修を実施しているほか、被害者支援、外国人被疑者への対応など、実務を通じて必要とされる専門的な人権問題についても研修を行っており、今後とも警察職員の人権教育を推進します。

このほか、多様化する被害者等からの各種相談に対応できる窓口の体制を整備するなど、県民のニーズに応じた諸活動にも取り組みます。

エ 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全及び財産を火災等、各種災害から守ることを職務としており、その活動が県民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防学校の教育カリキュラムの中に人権教育を組み入れて、人権意識の高揚を図っているところであり、今後ともその充実に努めるとともに、各市町が行う人権教育や啓発研修についても支援を行います。

オ 保健・医療・福祉関係者

保健及び医療関係者は人の生命や健康の維持・増進のため、病気の予防や治療、保健指導等に関わる業務に、福祉関係者は高齢者や障がいのある人をはじめとする様々な人々の生活相談や介護などの業務に従事しており、その遂行にあたっては、患者や要介護者、その家族等のプライバシーに対する配慮や人権を尊重する姿勢、行動が求められています。

しかし、医療現場において、インフォームド・コンセント*の不足や医療事故時のトラブルが数多く報告されており、福祉施設等においても介護を提供する側の都合で、不当な拘束や不必要な管理が行われている事例も見受けられます。

以上のようなことから、保健・医療・福祉関係者に対して、患者及び利用者本位の医療や介護等について、正しい認識を深めることができるよう、職種や職域、あるいは、それぞれの職場における人権教育への取組を支援します。

カ マスメディア関係者

情報化の進展する現代社会において、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアが果たす社会的役割は、ますます大きくなっており、県民の意識形成や価値判断に大きな影響を与えています。

また、人権教育・啓発の媒体として、県民の人権意識の高揚に貢献する一方で、一部には、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別や偏見を助長したりするような報道も見受けられ、人権に配慮した報道に努めることが必要です。

このようなことから、マスメディア関係者に対しては、日頃から人権感覚を養い、人権尊重の視点に立った取材や紙面づくり、番組制作を行うとともに、職場における自主的な人権教育が進められるよう、情報の提供等に努めます。

(3) 指導者等人材育成の推進

県民が日常生活の中で、人権に配慮した行動がとれるよう人権意識を高めていくためには、身近な学習の場において、様々な人との交流やふれあいを通じて、人権教育に広く参加できるような環境を整えるとともに、人権教育・啓発に携わる指導者の養成が重要となります。

このため、愛媛県人権啓発センターでは、企業における公正採用選考人権啓発推進員*や市町担当者、教職員、保健・医療・福祉関係者などを対象にした研修や情報の提供を行い、日常生活の中で主体的に人権教育・啓発の推進が図られるよう、人材の育成に努めます。

2 人権擁護

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件における被害者の法的救済は、国の専管事項ですが、県としては、人権侵害を受けるおそれがある人に対する相談や解決のための助言など、実施可能な支援体制の整備を進めます。

(1) 人権救済制度の早期確立

人権侵害を受けた被害者の救済については、国の人権擁護推進審議会において、迅速かつ簡易な方法で救済できるよう、新たな人権救済制度の創設が答申され、2012（平成24）年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、同年、衆議院の解散により廃案となりました。その後も国において引き続き検討が行われていますが、人権救済制度の早期の確立が大きな課題となっています。

人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築は不可欠であり、制度の早期創設と適切な運用を国に要望します。

(2) 人権擁護委員の活動支援と連携

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことを目的に、市町村長の推薦を受けて、法務大臣が委嘱しています。本県においても、人権擁護委員は、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、地域に根ざした啓発活動や各種の人権相談を積極的に行うなど、人権啓発及び人権擁護の担い手として大きな役割を果たしています。

近年、社会環境の変化に伴い、インターネットによる人権侵害や犯罪被害者等への支援など新たな人権課題への対応や専門的な知識が求められており、県では、人権擁護委員の資質向上のための研修に講師を派遣・紹介したり、連携協力した人権啓発活動に取り組みます。

(3) 人権相談の充実・強化、人権侵害の救済

第4章で取り上げている人権課題等に対応する相談窓口が、国や県、市町、各団体等に設けられています。とりわけ、法務省松山地方方法務局が面談又は電話による人権相談に応じ、人権侵害があった場合には救済のための措置を講じています。しかし、相談窓口がどこにあるのかわからない場合や複数の課題にまたがる場合、相談機関のたらいまわしが起こるおそれもあり、県民が相談しやすい体制を整備していく必要があります。

このため、愛媛県人権啓発センターを人権相談の総合的な窓口として位置付けるとともに、

専門的な相談機関への紹介やその後のフォローアップを行うなど、県民からの人権相談が円滑に行われ、人権侵害の救済のための措置が適切に講じられるよう努めるほか、誰もが気軽に相談できるようメールやSNS等を活用した相談窓口の開設なども検討します。

また、人権相談の内容は多種多様で、専門性を要求される場合もあり、個々の相談窓口だけでは対応困難な事例も想定されるので、窓口相互のネットワークの確立や相談員の資質向上に取り組みます。

このほか、人権問題について相談・支援を行うNPOや団体とも十分連携を図りながら、相談活動の充実・強化に取り組みます。

(4) 福祉サービスの苦情解決制度の円滑な運用

障がいのある人、高齢者などを対象にした多くの社会福祉事業について、利用者が自らサービスを選択して利用する仕組みへと制度が改正され、利用者が直接、施設やサービス事業者に苦情を申し立てることができるようになってきました。しかし、施設内での虐待や不当な差別的取扱いがあっても、サービスを受けているという弱い立場から、苦情を申し立てることは、なかなか困難なものです。

福祉サービスの苦情解決制度として、各施設で、苦情を聞く第三者委員制度を設置することになっているほか、愛媛県社会福祉協議会内に「救ピット委員会」が設置され、苦情申立者と施設の双方から事情を聞き、必要に応じ、調査やあっせんが行われます。県では、苦情解決機関や市町等との連携を図り、福祉サービス利用者の権利擁護を進めます。

このほか、介護保険制度では、都道府県国民健康保険団体連合会が苦情処理の第三者機関として位置付けられ、市町村とともに苦情処理に当たることとなっていますが、要介護者への虐待や不当な取扱いによる苦情に対し、適切かつ円滑な運用が行われるよう、これら苦情処理を担当する職員の資質の向上や研修の支援に努めます。

(5) 愛媛県男女共同参画推進委員制度の適切な運用

「愛媛県男女共同参画推進条例」の施行により、2002（平成14）年から愛媛県男女共同参画推進委員を設置しています。この制度は、男女共同参画の推進に関する県の施策についての苦情を処理すること、また、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって侵害された人権の救済を支援することを目的としたものです。このようなことについて、県民等は推進委員に申し出ることができ、推進委員は必要に応じて、関係者の協力のもとに調査を行ったうえで、助言、是正の要望等を行うことになっています。制度の活用を促進するとともに、適正な運用に努めることにより、人権擁護の取組の推進を図ります。

(6) 権利擁護への取組の推進

介護保険制度の導入や「障害者自立支援法」の施行に伴い、多くの福祉サービスが、自らサービスを選択し契約を結んで利用する仕組みとなっており、知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症*の人など、一人では金銭管理やサービス利用が困難な人にも、福祉サービスの利用を保障していくことが課題となっています。また、悪質商法や詐欺的取引の被害者になることも懸念されており、安心して生活できるよう相談支援活動を充実させることが必要となっています。

ア 成年後見制度の適切な利用の推進

成年後見制度*は、自己決定権の尊重と本人保護との調和を図ることを基本理念として、2000（平成12）年に施行された制度ですが、家庭裁判所が申立先であるため、身近な相談窓口となりにくいことや申立てに必要な費用を、医師が本人の判断能力の程度を医学的に判定するための鑑定料を含め、原則として申立人が負担しなければならないことなどもあって、まだ、制度の理解や利用は十分に進んでいない状況にあります。

このことから、2016（平成28）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務、関係者や国民の努力等が明記されたことから、今後とも、円滑かつ適切な成年後見制度の利用が進められるよう、各市町への支援や市民後見人*等の人材の育成等に努めます。

イ 福祉サービス利用援助事業の円滑な推進

愛媛県社会福祉協議会や県下20市町の社会福祉協議会では、認知症の人や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に不安を持っている方に対して、介護保険の手続などサービス利用の援助や、預貯金の出し入れなどの金銭管理、年金証書や権利証などの書類の預かりサービスを行う福祉サービス利用援助事業が行われていますが、制度の浸透や援助を行う生活支援員の人材確保やその育成が課題となっています。

今後とも、市町や社会福祉協議会など関係団体との連携を図り、障がいのある人、高齢者が安心して生活をおくることができるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業の円滑な推進を図ります。

第4章 重要課題への対応

1 女 性

(1) 現状と課題

1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けるとともに、基本理念の一つとして男女の人権尊重を掲げています。

本県においても、「愛媛県男女共同参画推進条例」が2002（平成14）年に施行されるとともに、2020（令和2）年を目標年度とする「第2次愛媛県男女共同参画計画」に沿って、男女共同参画に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。

また、条例に基づき2002（平成14）年には、県の施策について男女共同参画の観点から苦情がある場合や、性別による差別的取扱いなどにより人権が侵害された場合に申し出のできる「愛媛県男女共同参画推進委員」を第三者機関として設置し、県民からの申し出を公平・中立な立場に立って解決に当たっています。

一方、近年、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）。以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題となっており、人権侵害の根絶に向けた取組が求められています。また、若い世代の交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）も問題化しています。デートDVとDVは婚姻関係の有無の差があるだけで、暴力をふるう背景や被害者が逃げ出せない構図等その仕組みは同じであり、深刻な問題であることから、デートDVを未然に防止するための取組も求められています。さらに、今日においても「男性は仕事、女性は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画に向けた意識の改革を促していくことが求められています。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）に加え、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が整備され、女性の雇用機会の拡大や職場の環境整備、女性に対する職業生活に関する機会の積極的な提供などが進められています。今後さらに女性の活躍を促進するためには、家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境の整備や、労働の場における男女平等への取組が求められています。

(2) 施策の基本方向

ア 男女の人権の尊重

身体的、性的、精神的暴力など女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むとともに、被害者の救済策の充実を図ります。また、人権への配慮を欠いた表現についての見直しや啓発活動等を通じて、互いの人権が共に尊重される社会の形成を促進します。

(ア) 女性に対する暴力の根絶

性犯罪、売買春、DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる形態の女性に対する暴力への厳正な対処とともに、「女性に対する暴力をなくす運動」などの意識啓発や、研修等により暴力の発生を未然に防ぐ環境づくりを進めます。特に「えひめ性暴力被害者支援センター・ひめここ（媛CC）」では24時間365日体制で性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して被害者に寄り添った支援を行います。

(イ) DV等の被害者に対する救済策の充実

被害者の立場やプライバシーに十分配慮した相談やカウンセリング機能の拡充とともに、被害を届けやすい環境の整備を図ります。また、被害者の保護・救済及び自立の支援に努めます。

(ウ) 男女の人権が共に尊重される社会づくり

性や暴力の表現について、メディアにおける人権尊重の自主的な取組を促すとともに、男女共同参画の視点に立った表現による情報発信に努めます。また、女性は、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面していることから、生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図ります。また、貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援策を推進します。

イ 男女共同参画の視点に立った意識の改革

個人が主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げとなる性別に基づく固定観念について、その見直しを呼びかけていきます。また、学校では幅広い生き方ができる進路指導や男女平等観に立った教育を行うとともに、家庭や地域等における教育・学習を促進します。

(ア) 男女共同参画の広報啓発活動の推進

性別に基づく固定的な役割分担意識等の見直しについて、多様な媒体の活用により、あらゆる機会を通じてわかりやすい広報啓発活動を推進するとともに、研修や会議などの学習機会や資料等の提供を通じて意識の改革を促進します。また、男女共同参画に関する調査を実施し、県民意識の状況や施策に関する意見等を把握し、関係施策の立案や推進に反映します。

(イ) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校教育において、男女平等や男女の相互理解と協力のための教育内容の充実、指導者の理解促進を図るとともに、幅広い生き方が選択できる進路指導の徹底や意欲と能力に応じたチャレンジ支援*に努めます。

また、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDV（デートDVを含む。）に対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するなど、DV防止の啓発に取り組んでいきます。

このほか、地域等における意識啓発や学習等を通じて、男女平等観に立った家庭教育や男女両性の自立を促進する社会教育を推進します。

ウ あらゆる分野への男女共同参画の推進

意思決定の場などあらゆる分野への女性の参画と登用を促進するとともに、女性の人材育成等に努めます。また、育児や介護などの分野について、男女がともに担っていきけるよう家庭生活と仕事、地域活動が両立するような環境の整備を推進します。労働の場においては、男女均等な雇用環境の整備や職業生活における女性の活躍推進など男女共同参画を推進します。

(ア) 女性の参画拡大

意識啓発等により各種団体等の代表や役員への女性の登用を促すとともに、審議会等における女性委員の積極的な登用をはじめ行政における女性の参画拡大に取り組みます。また、女性の人材養成や生涯学習社会の構築等を通じて多様な能力を高めるとともに、防災・減災対策や地域づくり、環境といったあらゆる分野への積極的な女性の参画を促進します。

(イ) 家庭生活と仕事、地域活動の両立支援

仕事と育児・介護の両立支援や地域活動への参画促進等により、男女が共に参画する家庭・地域づくりを推進します。また、男性の育休取得など育児を支援する環境の整備や高齢者や障がいのある人を支える地域ケアシステムの構築等を推進します。

(ウ) 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

関係機関と連携を図りながら、雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保、セクシュアル・ハラスメントの防止など、性差別を受けることなく、その能力が発揮できる雇用環境の整備を推進します。また、職業生活における女性の活躍を推進するため、企業の取組促進や職場風土の改革、仕事と家庭の両立支援を含めた多様な働き方への条件整備を進めます。さらに、農林水産業等における女性の経営参画など男女共同参画を促進します。

2 子ども

(1) 現状と課題

我が国では、1947(昭和22)年に「児童福祉法」、1951(昭和26)年に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する各種施策を行ってきました。

1994(平成6)年には「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准し、子どもを人権の主体として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体としてとらえ、子どもの人権を保障しています。また、多発する児童虐待から子どもを救済するための「児童虐待の防止等に関する法律」を2000(平成12)年に施行したほか、人権侵害につながるおそれのある「いじめ問題」についても2013(平成25)年に「いじめ防止対策推進法」を施行するなど、子どもの人権擁護に努めています。

2016(平成28)年には、児童福祉法の改正により、同法に子どもが権利の主体であることや家庭養育優先原則が明記されるとともに、児童虐待について発生予防から自立支援までの対策を図るため、市町村及び児童相談所の体制を強化することとされました。また、2019(令和元)年には、児童虐待防止法の改正により、親権者等による体罰が禁止されました。

児童虐待など子どもの人権侵害が深刻な問題となっている要因として、少子化や核家族化の進行、家族形態の多様化など、子どもや子育て家庭の環境が大きく変化し、家庭や地域における子育て機能が低下していることがあげられます。

こうした状況を打開し、子どもの経済的、社会的、文化的権利を実現するための総合対策として、2003（平成15）年に、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が施行され、同年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」により、省庁横断的に施策が推進されるようになり、本県でも、2005（平成17）年に、本県の子どもに関わる総合的な計画として、「えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（2005～2009（平成21）年度）を策定し、労働、保健、医療等の幅広い分野から85項目の目標指標を設定して集中的・計画的に各種取組を進め、2010（平成22）年には、前期計画の進捗状況を踏まえつつ、ワーク・ライフ・バランスの実現等の新たな視点を加えた後期計画（2010～2014（平成26）年度）を策定し、プランに掲げた施策の着実な推進に努めました。

また、2012（平成24）年に「子ども・子育て支援法」が施行され、県に対し、「子ども・子育て支援事業支援計画」の作成が義務付けられたことと合わせ、2014（平成26）年に10年間延長された改正「次世代育成支援対策推進法」に基づき、向こう5年間の次期「次世代育成支援行動計画」を策定することとし、両計画には重複する部分が多いことから、県では、一体の計画として「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」を策定し、引き続き、計画に基づいて、行政、企業、地域が一体となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための総合的な施策の推進に努めています。

さらに、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014（平成26）年に施行され、都道府県は、同法に基づき、「子どもの貧困対策計画」を策定するよう努力義務が課されていることから、同計画についても、「次世代育成支援行動計画」に組み込んで策定し、地域の実情に応じた取組を進めています。また、2019（令和元）年6月の法改正により、市町に対しても「子どもの貧困対策計画」策定の努力義務が規定されています。

とりわけ、児童虐待については、2018（平成30）年度に全国の児童相談所に寄せられた相談対応件数は15万件を超えるとともに、全国で年間50件前後の虐待による死亡事例が発生するなど、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、児童相談所の機能強化とともに関係機関相互の連携や情報交換を行うシステムにより、地域ぐるみで虐待に対応できるネットワークの構築が不可欠となっています。

いじめ問題については、2013（平成25）年施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、同年10月に示された「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの積極的な認知が必要であると示されたことから、2018（平成30）年度には、全国において50万件以上、本県においても4年連続で2,000件以上が認知され、早期発見、早期対応につなげるとともに、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、地域ぐるみでいじめから子どもたちを守る体制整備を進めています。

(2) 施策の基本方向

ア 地域における子育ての支援

(ア) 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援に関する研修等の開催により、子どもの人権尊重の視点に立った子育て支援サービスの質向上や、人材の確保・養成に努めるとともに、子どもの愛顔^{えがお}応援ファンド*を創設し、愛顔の子育て応援事業をはじめ、オール愛媛で子ども・子育て支援の取組を推進します。

(イ) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービス等の質の向上を図るため、先進的な子育て支援サービス等の情報収集及び情報提供を行います。

イ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実することにより、すべての子どもの発達と健全な成長を促進します。

(ア) 母子保健対策の充実

妊娠・出産及び育児に関する情報提供、相談体制や周産期医療体制の充実、病児保育や障がい児保育などの保育環境の充実により、母性保護と乳幼児の心と身体の健やかな発達の支援に努めます。

(イ) 「食育」の推進

望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、「食育」を推進します。

(ウ) 思春期保健対策の充実

学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実に努めます。

ウ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(ア) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

人権を尊重する豊かな心の育成、確かな学力の向上、健やかな身体の育成のための学校教育環境を整備するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークづくりを行います。

(イ) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行う等、家庭教育への支援を充実します。また、学校、家庭及び地域が相互に連携し、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの豊かな人間性やたくましく生きる力を育むための地域教育力の向上を図ります。

(ウ) いじめ問題への取組

いじめ問題は、子どもの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題です。このことを踏まえ、2014（平成26）年3月に策定（2017（平成29）年8月改訂）した「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係諸機関、社会教育関係団体をはじめとする関係団体等が連携しながら、いじめから子

どもたちを守る取組を進めるとともに、相談体制の充実や学校における取組を支援する体制の強化など、ネットワークを活かして、地域ぐるみの体制整備に努めます。

エ 子育てを支援する生活環境の整備

(ア) 良質な住宅の確保と良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅において子育て世帯に対応した規模を備えた建替えを行うなど、子育てのための良質な居住環境を確保することにより、思いやりのある心豊かな家族関係を構築し子どもを健やかに育てます。

(イ) 子ども等の安全の確保

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換や被害に遭わないための防犯講習の実施、緊急避難場所「まもるくんの家」等の防犯ボランティア活動の支援を行います。

(ウ) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪、深刻ないじめ、保護者から受ける暴行や子どもの前で配偶者への暴力行為等を行う（面前DV）等の児童虐待などにより被害を受けた子どもの立ち直りを支援するためのカウンセリングの実施、保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

オ 児童虐待防止対策の充実

(ア) 児童虐待防止ネットワークの整備

虐待の早期発見、早期対応に向け、警察との間で情報共有を図るほか、虐待防止のネットワークである市町の要保護児童対策地域協議会への児童支援コーディネーターの派遣や教職員への児童福祉司による研修等により、警察や市町、学校などの関係機関との連携を強化します。

(イ) 児童相談所の機能強化

児童相談所の専門機能強化を目的として、児童相談所内に教員や警察官、福祉職等の配置・拡充や、弁護士から司法手続きの助言等を随時受けられる体制を整備するほか、児童福祉司に対し実践的な研修を実施することで、虐待対応の最前線を担う職員の専門性向上や使命感の醸成を図ります。

(ウ) 虐待予防の観点からの取組

市町における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等による子育てする親の育児支援を推進するとともに、毎年11月の児童虐待防止推進月間における重点的啓発やホームページ、広報誌等による「児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）」の普及を通して、虐待の予防、早期発見、再発防止等に取り組めます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸びに伴い、世界に類のない速さで高齢化が進んでおり、本県においても、高齢化率が32.62%（2018（平成30）年10月1日現在）と全国

平均を4.5ポイント上回っています。また、介護保険における要介護認定者の出現率も20.8%（同年4月末日現在）と全国平均を約2ポイント上回るなど、介護サービス利用者数や介護給付費も年々増加しています。

県では、2018（平成30）年に新たな「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」を策定し、「高齢者が健康長寿を実感し、地域において愛顔^{えがお}で暮らせる共生社会づくり」を政策目標に掲げて諸施策を推進しているところです。

しかしながら、退職、子どもの独立、配偶者との死別といった生活環境の変化から生きがいを見失い、その結果社会から疎遠になるケースや、就労意欲や社会参加意欲が高いにもかかわらず、高齢であることのみを理由に就労の機会が確保されなかったり、情報やきっかけがないばかりに実際の活動につながっていないケースが多くあります。

また、虐待を受けている高齢者の多くに何らかの認知症の症状が見られます。認知症による言動の混乱は、介護者の負担の増大やストレスとなり、虐待の原因にもなっています。

認知症は誰でも発症する可能性があり、誰もが自らの問題として認識し、認知症になっても人としての尊厳が損なわれることなく、安心して生きていけるよう地域全体で支えていくことが必要です。

そのためにも、認知症を正しく理解し、認知症の早期発見と適切な支援により家族等の介護負担を軽減し、虐待を未然に防ぐとともに、地域の実情に応じて、保健・医療・福祉等サービスはもちろん、近隣者やボランティアなど多様な地域資源の活用も含めた総合的な支援体制を整備するよう努めます。

(2) 施策の基本方向

ア 高齢者の社会参加の促進と生きがい対策の充実

高齢者は、もはや支えられるだけの存在ではなく、かつてない超高齢社会を支える貴重なヒューマンパワーといえ、地域社会を構成する重要な一員として、生きがいを持ち、安心して暮らせて、力を発揮できる社会システムの構築を目指します。

(ア) 積極的な社会参加と就業機会の確保

健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりを進めるとともに、世代間交流、特に子どもとのふれあいや交流の場づくりに努め、各世代が一体となった地域ぐるみの取組を促進します。

また、シルバー人材センターの機能強化と設置促進により、就労意欲の高い高齢者に対して、長年培った知識、経験、能力に応じた多様な就業機会の確保を図ります。

(イ) 啓発活動・福祉教育の推進

学校教育の場で、高齢者に対する尊敬・感謝の心を育み、介護・福祉体験や高齢者との交流事業を進めるとともに、福祉人材養成研修において人権に関する理解を深めます。

イ 高齢者の主体性を尊重したくらしの実現

判断能力が十分でない高齢者等の権利を保護し、支援します。

(ア) 高齢者虐待の防止及び成年後見制度の利用支援

高齢者への暴力や介護放棄、経済的搾取などの虐待が問題となるなか、2006（平成18）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法

律」(高齢者虐待防止法)に基づき、市町が設置する地域包括支援センターを中心とした、早期発見・見守り等のネットワーク構築をはじめとする体制整備を支援するとともに、研修会を開催して、市町職員等の資質向上に努めます。

また、高齢者及びその家族等にとって身近な相談機関である地域包括支援センターが行う、成年後見制度の利用支援等の権利擁護業務が円滑に推進されるよう市町の支援を行います。

(イ) 高齢消費者の安全対策の推進

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれるおそれが増大するなか、人権侵害を及ぼす悪質商法などから高齢者を保護するため、愛媛県消費生活センターでの相談や出前講座の開催等による啓発活動を実施します。

また、2014(平成26)年6月に改正された「消費者安全法」に基づき、市町や地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の行政による設置を推進し、判断力が不十分となった高齢者等の消費者被害の拡大防止・未然防止に努めます。

ウ 介護サービス等の質の向上

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活をおくれるように、介護サービスをはじめ、地域の保健・医療・福祉サービスや近隣者及びボランティアによるサービスなどの様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続して提供されるよう、地域包括支援センターを中心とした地域での支え合い体制の構築を支援します。

(ア) 介護サービスの情報公表、評価及び苦情処理体制の充実

利用者が事業者を選択する指標として、介護サービス情報の公表制度*を積極的に活用するほか、地域密着型サービスの外部評価事業*や社会福祉法人等の福祉サービス全般に対する福祉サービス第三者評価制度*を推進します。また、利用者からの苦情等に迅速かつ適切に対応できるようサービス事業者、市町、愛媛県国民健康保険団体連合会がそれぞれの役割を果たすよう指導します。

(イ) 保健・医療・福祉従事者の資質の向上

要介護者の自立支援に向けて、心身の状況、生活環境、本人や家族の希望等を踏まえたケアプランに基づいたケアが提供されるよう、介護支援専門員に対する研修を行うほか、身体拘束を廃止するための研修をはじめ、虐待防止の対応研修の実施など、人材養成・研修体制の整備に努めます。

また、高齢者が身近な地域で支え合い、家庭や地域での生活ができる限り継続できるよう支援を行うため、愛媛県在宅介護研修センターが実施する介護ボランティアや介護家族を対象とした実践的な介護研修を通じて、高齢者一人ひとりの尊厳を支えるケアの理念の普及に努めます。

さらに、特別養護老人ホーム等の施設は「生活の場」との観点から、これまでの集団処遇的なサービスから、より家庭に近い環境のもとで、一人ひとりの生活のリズムを大切にケアを小規模で行う「ユニットケア*」の導入に努めるとともに、入所者の状況に応じたより良いケアを目指していく出発点として、身体拘束や不適切なケアを行わない処遇の徹底を図ります。

(ウ) 認知症の人及びその家族への支援並びに認知症介護研修の推進

各市町の地域包括支援センターが中心となって、保健、医療及び福祉の関係機関等が連携し、地域の実情に応じて、介護サービスや近隣者、ボランティアによるサービスも含めた、認知症の人及びその家族への支援を行う体制を構築するよう、市町等の取組を支援します。

また、認知症サポート医*の養成やかかりつけ医の認知症対応力を向上させる研修や、市町において認知症サポーター*の研修を行うため、専門的な研修を積んだボランティアの講師（キャラバン・メイト）の養成などの取組により、認知症の早期発見と地域住民の理解促進に向けた市町の認知症対策を支援します。

なお、65歳未満のいわゆる現役世代が発症する若年性認知症は、症状に対する認識不足等から経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難な状況になりやすい特徴があることから、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、理解の促進や早期診断、雇用継続や就労の支援など、若年性認知症の人がその状態に応じた適切な支援を受けられるよう努めます。

(エ) 地域支援事業の効果的な実施

2006（平成18）年度の介護保険制度改正に伴い創設された地域支援事業を実施する市町の支援を行い、虐待防止等の権利擁護、高齢者及びその家族に対する相談・支援や介護予防事業等の積極的な取組を推進します。

また、地域支援事業が効果的に実施されるよう、地域包括支援センターが介護サービス事業者、関係団体、ボランティア等と協働する地域包括ケアネットワークの構築に向けて、市町等の支援に努めます。

4 障がいのある人*

(1) 現状と課題

障がいのある人を取り巻く情勢は、2006（平成18）年に施行された「障害者自立支援法」、2013（平成25）年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法、「障害者自立支援法」を改題）により大きく変化し、障がい者施策に対するニーズについても、障がいの重度化、重複化及び人口構造の高齢化等により複雑かつ多様化しています。

このような中、県では、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、「愛媛県障害者計画」及びその実施計画である「愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画」に基づき、総合的な障がい保健福祉施策の展開に努めています。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人に対する根強い差別の解消をはじめ、障がいのある人の自立と社会参加の促進やコミュニケーション手段、建物の段差等の障壁の改善を図ることなどが課題となっています。

また、近年、国や地方自治体において、障がいのある人の法定雇用率が規定を満たしていない事例があったことが全国的に問題になっています。本県でも障がい者雇用率の算定誤りを受けて、採用試験における受験対象者の拡大や雇用形態の多様化を図るとともに、2019

(令和元)年6月には、新たに県庁に「えひめチャレンジオフィス*」を設置するなど、計画的に障がい者雇用の拡大に取り組んでいるところです。

(2) 施策の基本方向

ア 障がいに関する正しい理解の普及啓発

障がいのある人に対する差別は、誤解と偏見が主な要因となっていることから、関係団体と連携しながら、様々な機会を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深めるための普及啓発活動を推進します。

(ア) 障害者週間等を活用した普及啓発

「障害者週間」等を活用し、学校や一般県民から作文及びポスターを募集し表彰するほか、広く県民を対象とした講演会、研修会の開催やイベントの実施などにより普及啓発を図ります。

(イ) 障がいのある人と地域との交流の促進

障がいのある人の芸術文化活動の発表の場として、2019(令和元)年に新規に開催した「障がい者芸術文化祭」を継続実施するほか、NPO法人、当事者団体及びボランティア団体と連携した各種地域行事への参加や障がい者施設における地域との交流行事等を通じて、障がいのある人と地域住民との交流・ふれあいを促進することにより障がいのある人への理解を深めます。

イ 一人ひとりの生きる力をはぐくむ特別支援教育の推進

(ア) 特別支援教育の充実

発達障がい*を含むすべての障がいのある子どもたちの生きる力をはぐくむため、福祉、医療、労働等関係機関と十分な連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の障がいの状況に応じたきめ細やかな支援の充実に努めます。

(イ) 交流及び共同学習の推進

障がいの有無にかかわらず、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく社会を構築するため、保育所や幼稚園、学校や地域社会での交流を促進し、すべての子どもたちの社会性や豊かな人間性を育てる教育を推進します。

ウ 障がいのある人の自立と社会参加の促進

障がいのある人が誇りと尊厳、そして自立への志を持って社会生活がおくれるよう、また、生活の質的向上が図れるよう自立と社会参加を促進し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを進めます。

(ア) 地域生活への移行

障がい者施設入所者や精神科病院入院者が地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、日中活動の場や住まいの場などの受け皿づくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、病院、施設、相談支援事業者等と連携を図りながら、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を促進します。

(イ) 地域における生活支援

障害福祉サービスやボランティア活動などの各種サービスを適切かつ効果的に活用し、地域で暮らすことができるよう相談支援体制の充実・強化を図るとともに、生活訓練の実施、コミュニケーション手段の確保、移動支援、スポーツ・芸術活動の振興などを促進し、障がいのある人の地域生活を支援します。

(ウ) 就業対策の推進

障がいのある人の安定した就業、職業的自立を図るため、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保、就労移行支援事業等の充実に努めるとともに、雇用、保健福祉、教育などの就労支援関係者が連携して、一般就労を促進するための総合的な支援体制の整備を図ります。

(エ) 権利擁護の推進

障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう権利擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置するとともに、判断能力の不十分な障がいのある人に対するサービス利用支援などを推進します。

(オ) 障がい者虐待の防止

2012（平成24）年に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、関係機関の連携強化を図るとともに、障がい者虐待の相談・通報の窓口となる「愛媛県障がい者権利擁護センター」の設置及び各市町の障がい者虐待防止センター等での対応、一般向けの意識啓発セミナーの開催、障害福祉サービス事業所等従事者・管理者及び市町相談窓口職員を対象とする研修の実施等により、障がいのある人に対する虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めます。

エ 障害福祉サービスの質の向上

障がいのある人のニーズの複雑化、多様化等に伴い、福祉従事者等の資質の向上や人材の養成、確保を図るとともに、障がいのある人の立場に立った良質かつ適切なサービスの提供に努めます。

(ア) 保健・医療・福祉従事者への研修、指導の強化

障がいのある人のニーズの複雑化、多様化や各種サービスの拡充等に的確に対応するため、保健・医療・福祉従事者に対し、総合的な知識、技術の習得に係る各種研修等を実施するほか、人材の養成、確保に努めます。

(イ) 苦情解決体制の整備

サービスの提供に関する苦情に対し適切に対応することにより、障がいのある人の権利を擁護するとともに、サービスが適正かつ円滑に利用できるよう苦情解決システムの整備を推進します。

(ウ) サービス評価制度の導入促進

指定障害福祉サービス事業者等が提供するサービスが良質で適切なものとなるよう、福祉サービス第三者評価制度の導入を促進します。

オ 生活環境の整備

誰もが住みやすく人にやさしいまちづくりの整備を図るため、障がいのある人の声を反

映させながら、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー*化やユニバーサルデザインの考え方を推進するとともに、防災・防犯対策の推進にも努めます。

カ 障がいのある人に対する差別解消に関する取組

2013（平成25）年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び、その施行に併せて制定した「愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮*の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等について、周知啓発するとともに、相談窓口の設置や紛争防止等の体制整備を進め、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に努めます。

ア 差別解消に関する体制の整備

障がいのある人に対する差別に関する相談窓口や差別事例の審議を行う障がい者差別解消調整委員会、関係機関の連携を強化する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、差別解消に関する体制の整備を推進します。

イ 障害者差別解消法の普及啓発

県・市町職員を対象に障害者差別解消法に関する研修を実施するほか、研修やイベント等で県民への法制度の普及啓発に努めます。

5 同和問題

(1) 現状と課題

我が国固有の人権問題である同和問題の解決を図るため、県では、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法*」が施行されて以来、同和地区の生活環境の改善、教育の充実などに積極的に取り組んできました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了し、実態的差別*の解消はほぼ達成しました。

しかし、人々の観念や潜在意識にかかわる心理的差別*については、着実に解消に向けて進んではいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しており、差別落書きや差別発言といった事案も後を絶ちません。また、インターネットの匿名性を悪用した差別表現の流布や、不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する情報掲載の事案などが発生しています。

これらの状況を受け、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育及び啓発を行うよう、また、国に対し、部落差別の実態に係る調査を行うよう定められています。

このため、引き続き、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、相談体制の充実、効果的な教育・啓発の推進により同和問題の解決を目指していくことが必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 同和問題への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発の推進

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002（平成14）年策定、2011（平成23）年一部変更）の中で、同和問題の早期解消を図ることは、国民的課題であるとされており、同和問題に関する差別意識についても、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていくこととしています。

県においても、同和行政の柱を、県民に対する「教育・啓発」と位置付け、県民一人ひとりが、家庭や職場等あらゆる日常生活の中で、自ら積極的に「差別をなくす」という人権意識・人権感覚をはぐくんでいけるよう、またその感性があらゆる差別の解消につながるよう、引き続き、教育・啓発の充実に努めます。

(ア) 学校教育、社会教育の推進

学校教育では、同和問題の学習を単に知的理解だけにとどめるのではなく、同和問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に解決しようとする実践的態度を養います。取組にあたっては、具体的事例をとおして同和問題に関する科学的認識を培うとともに、差別を許さないという人権感覚をはぐくむ学習活動の充実に努め、日常生活におけるあらゆる人権問題について、子どもや保護者の思いや願いに寄り添った指導をすることにより、学習効果を高めます。

社会教育では、現実社会に実在する同和問題の正しい理解を深め、その解決を自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう、多様な学習内容や方法等の創意工夫を図り、同和問題の解決に関する継続的な取組の一層の充実に努めます。また、家庭は、学校教育と社会教育との接点としての役割を果たす場でもあり、家族のふれあいの中で人権尊重の態度を醸成するために、保護者に対する同和問題の学習機会の充実を図ります。

そして、これらの取組を推進するため、教職員や行政職員に対する研修の充実を図ります。

(イ) 差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

これまでの啓発は、ともすれば知的理解に偏りがちでしたが、差別意識の解消のためには、日常生活の場で差別することの誤りに気づき、考え、行動に移すことが大切であることから、情操や感性に訴えつつ同和問題に関する科学的認識を培い、身近な事例を取り上げるなど工夫を凝らしながら、差別に直感的に気づき、日常生活に生かされるような啓発に努めます。

特に研修会等では、部落差別の解消について、自ら考え、気づき、行動に移すことができるよう、また差別を生み出している社会的認識を変えていくような参画型・体験型研修の手法を積極的に取り入れます。

(ウ) 地域における研修支援及び指導者の養成

地域における啓発は、住民に密着している隣保館*や公民館等の果たす役割が極めて重要であることから、学校教育や社会教育との連携を図りながら、地域の実情に応じた啓発が実施されるよう、地域啓発講演会の実施、地域リーダーの育成、市町の啓発活動に対する支援、講師の派遣・紹介、啓発資料の提供等を積極的に行います。

(エ) 企業における啓発の推進

企業において、部落差別の解消に向けた研修や啓発が積極的に行われるよう、関係行政機関が連携して、事業者や事業者団体に対する啓発指導を行うとともに、公正採用選考人権啓発推進員等の制度を活用して、指導者の養成と資質の向上を図ります。

また、啓発資料の提供等を通して、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(オ) 隣保事業及び各種相談活動の充実

隣保館が、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、その機能を活用した実効性のある多様な機能を持つ人権相談システムの構築、創意工夫を凝らした総合的な活動を推進できるよう、隣保館職員の人権相談機能、部落差別解消に向けた資質向上のための研修を実施するなど支援に努めます。

また、隣保館が設置されていない地域においては、広域隣保活動事業*などにより、地域住民の相談に適切に対処できるよう市町のネットワークづくり等の取組を支援するとともに、関係機関の連携強化に努めます。

(カ) えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として高額書籍の購入や下請参入を求めるなど、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。

このような行為は、これまで積み重ねられてきた教育・啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、部落差別解消の大きな阻害要因となっています。

えせ同和行為に対処するには、何よりも同和問題を正しく理解し、不当な要求には毅然とした態度を取ることが重要です。このため企業や県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除に当たっては、法務局や警察等関係機関との緊密な連携を保ち、より一層の取組の強化を図ります。

イ 就労の安定等生活支援の推進

行政施策等に関する情報提供や積極的な情報公開に努め、各種制度の活用を積極的に行うなど、就労の促進や格差解消に向けた取組を推進します。

(ア) 一般対策の積極的な活用

進学や就労などの分野における残された同和問題の解決に向けて、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めたうえで、引き続きその解決を図っていきます。

6 外国人**(1) 現状と課題**

近年、海外の都市との交流や国際定期航空路線を活用したインバウンド事業（訪日外国人旅行者を誘致する事業）の推進等に伴い、地域レベルの国際化が進展しており、本県を訪れる外国人数は、年々増加しています。

また、2019年（平成31）年4月には改正「出入国管理及び難民認定法」が施行され、外国

人労働者の受入がさらに拡大する見込みです。

本県における在留外国人は2019（令和元）年6月末現在で、95ヶ国12,459人で増加傾向にあります。国籍別では、中国（31.6%）をはじめ、ベトナム（24.5%）やフィリピン（14.7%）などアジア地域が全体の9割以上を占めています。

我が国においては、在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯などについての認識が十分とは言えず、偏見や差別意識が残っています。また、2007（平成19）年に（公財）愛媛県国際交流協会が行った在県外国人生活実態調査によると、約4割（43.2%）の外国人が日常生活や就職、教育、結婚などで何らかの差別的な扱いを感じたと回答しています。

特に、近年、特定の外国人に対するヘイトスピーチ*やスポーツのサポーターによる差別的な行為のほか、四国遍路においても人権侵害につながるおそれのある貼り紙が見つかるなど、様々な問題が起こっています。とりわけ昨今、元徴用工や慰安婦問題で悪化した日韓関係を背景に、一部マスコミやインターネット上での過激な差別的な表現が問題となっています。

このような問題をなくすためには、外国人と日本人が、お互いに文化の多様性や習慣、価値観等の違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重し合い、共生できる地域社会の実現に努めることが必要です。

国は、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」を施行し、地方公共団体は地方の実情に応じて、相談体制の整備や教育の充実、広報その他の啓発活動などの施策を講じるよう努めることとされています。

また、技能実習生をめぐっては、保証金を徴収し過大な借金を背負わせる不適正な送付機関の存在に加え、監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確なことなどが劣悪な待遇につながっていたことから、実習生の保護体制を強化する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）が2016（平成28）年に公布され、外国人技能実習機構*が設置されるなど技能実習制度の運用が厳格化されました。

(2) 施策の基本方向

ア 国際理解の促進と共生意識の醸成

世界のすべての人々が、人権を守り、尊重することは国際化時代の前提となるものです。このため、国際理解を促進し、世界的な視点から自己や地域を見つめることのできる態度を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性・意義等について理解を深め、外国の人々と共に生きるという県民意識の醸成に努めます。

また、諸外国の生活文化を理解・尊重するとともに、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度が育成されるよう、国際理解教育や外国語によるコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実など国際化時代に対応した教育を、学校教育、社会教育双方の場において推進します。

(ア) 県民に対する啓発活動の実施

ホームページを利用した県の国際化の現状や施策の紹介をはじめ、国際交流員によるセミナーや（公財）愛媛県国際交流協会による県民と外国人との交流イベント、異文化理解講座など各種交流事業を通じて、県民の異文化理解や県民と在県外国人との相互理解を促進するとともに、ヘイトスピーチを含む外国人への差別意識の解消に向けた取組

を推進するため、講演会等各種啓発イベントを開催します。

(イ) 学校教育、社会教育の推進

学校教育においては、互いの人権を大切に、多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進に努めます。

社会教育においては、(公財)愛媛県国際交流協会による小中学校との国際理解に関する連携事業や地域での国際理解指導者育成事業等を通じ、学校や地域と連携しながら国際理解の促進に努めます。

また、外国人学校を行う県民との交流事業の支援等を通じて、児童生徒と地域住民との交流の促進を図ります。

イ 外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

地域に在住する外国人が、外国人であることを理由に不合理な差別や不便を被ることがないように、医療、雇用、教育など様々な面で習慣、価値観等に配慮した制度・仕組みづくりに取り組むほか、生活に必要な情報の提供や相談体制の充実など、在県外国人が安心して快適に暮らすことができるよう支援します。

また、在県外国人が地域社会に円滑に溶け込むことができるよう県民との交流機会を拡大するとともに、各種行政施策に外国人の意見・ニーズを反映させるよう努めます。

(ア) 情報提供や相談体制の充実

インターネットを通じて、日常生活や行政サービス等に関する情報提供を行うとともに、愛媛県国際交流センターに「愛媛県外国人相談ワンストップセンター」を設置し、専任の外国人支援・海外連携推進員の配置や多言語コールセンターの活用により、各種相談に応じます。

また、地域における日本語学習機会の拡大や、外国人がよく利用する各種施設や機関等の広報資料や案内板の外国語表記等の充実を図ります。

(イ) 外国人労働者の相談等支援体制の充実

出入国在留管理庁、法務局、労働局、職業安定所、警察、弁護士会、医師会、大学など、(公財)愛媛県国際交流協会が運営する「外国人生活支援ネットワーク会議」の構成団体と連携し、就職や労働、就学などに関する各種相談を行い、外国人の就業機会の均等化などを支援します。また、関係閣僚会議において2018(平成30)年に決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2019(令和元)年改訂)に沿い、生活者としての外国人に対する支援に努めます。

外国人労働者を雇用する事業主に対しては、その雇用及び労働条件等に関して、事業主が講ずべき必要な措置について定めた国の基本指針である「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(2007(平成19)年、厚生労働省策定)の周知を図ります。

(ウ) 外国人の保健・医療・福祉施策の推進

えひめ医療情報ネットによる救急病院の紹介等、外国人に対する保健・医療・福祉施策に関する情報提供に努めるとともに、国民健康保険等の医療保険制度への適切な加入について、周知を図ります。このほか、災害時の情報発信・支援等の充実、交通安全対策や消費者トラブル、生活困窮など、生活サービス全般に係る環境の改善に取り組みます。

7 エイズ患者・H I V感染者

(1) 現状と課題

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気です。H I Vに感染したのち、体の中でH I Vが増殖し、身体を病気から守る免疫機能が失われて様々な感染症（日和見感染症）を発症する状態をエイズ（後天性免疫不全症候群：A I D S）と呼んでいます。

国内の新規エイズ患者・H I V感染者報告数は、2008（平成20）年以降横ばいで推移しており、本県でも2014（平成26）年以降、毎年6～9件の報告があります。また、県内のエイズ患者・H I V感染者を見ると20歳台から40歳台の男性が大半を占め、国内での同性間又は異性間の性的接触により感染した例が多い状況です。

H I Vの感染力は弱く、しかも感染経路が限られているため、性行為以外の日常生活ではH I Vに感染することはまずありません。また、医療の進歩により、飲み薬によってエイズの発症を遅らせ、入院することなく普通の生活を送ることができるようになってきており、在宅医療や介護の環境整備が必要になっています。

しかし、エイズ患者が報告された当初は治療がなく、過剰なまでにエイズの恐ろしさが強調されたため、エイズと闘っている人に対する漠然とした恐怖や偏見、差別が助長されてきたきらいがあります。

H I Vは誰もが感染の可能性がある身近な問題として、感染予防のための啓発や、早期発見・早期治療に努めるとともに、エイズ患者・H I V感染者に対する偏見・差別の解消を図る必要があります。

(2) 施策の基本方向

エイズに対する正しい知識の一層の浸透を図ることにより、社会全体の意識を向上させ、感染拡大を防止するとともに、患者・感染者に対する根強い偏見や差別を払拭し、安心して尊厳をもって暮らせる社会づくりを推進します。

ア 感染拡大の防止、偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進

H I V感染の拡大が懸念されている状況を踏まえ、広く県民への感染防止に努めるとともに、新規エイズ患者・H I V感染者報告数のうち、特に新規の感染者が多い20～30歳台の男性・MSM*への取組を関係団体等とも連携して進めます。

また、エイズ患者・H I V感染者に対する誤解・偏見・差別の解消を図るため、パンフレット等の啓発資料、ホームページやエイズフォーラムイベントを通じて正しい知識の普及啓発を行うほか、学校・地域・家庭が一体となりエイズ・H I Vを含めた性教育・人権教育を推進します。

イ 相談・支援体制の整備

エイズ患者・H I V感染者等を効果的に支援するため、N P O団体等に普及啓発等の業務を委託するとともに、エイズ診療に取り組む診療ネットワーク体制を構築し、安心して医療を受けられる環境を充実します。また、県下保健所における検査・相談やエイズ中核拠点病院などでの相談等によりエイズ患者・H I V感染者等の社会生活を支援します。

8 ハンセン病患者・回復者及びその家族

(1) 現状と課題

ハンセン病は、らい菌の感染によるもので、発症すれば体の皮膚と末梢神経が侵される感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、感染しても発病することは稀です。さらに、仮に発病しても効果的な治療法があり、完全に治る病気です。また、遺伝病ではありません。

このように、ハンセン病はもともとそれ程恐ろしい病気ではありませんでした。1996（平成8）年に「らい予防法*」が廃止されるまで、患者を療養所に一律に収容する隔離政策が取られてきたことにより、患者の人権を著しく侵害するとともに、この隔離政策や遺伝病であるとの誤解などから、人々が必要以上にこの病気を恐れ、偏見や差別を持ち、患者や家族に多大な精神的苦痛を与えてきました。

現在もなお、全国のハンセン病療養所において、元患者や回復者が数多く生活しています。「らい予防法」の廃止により、自らの意思で療養所を退所することもできますが、現在でも残る社会の偏見や差別のほか、入所者自身が高齢であることや長年の隔離施策のために療養所以外に知り合いがいないこと、目や手の障がいなどの後遺症により介護が必要な場合もあることなどの理由から、療養所を出てふるさとに帰ることが難しい現状にあります。

2001（平成13）年、熊本地方裁判所は、『「らい予防法」違憲国家賠償請求事件』で原告勝訴の判決を下しました。国はハンセン病問題の早期解決のために控訴を断念し、患者・回復者の名誉回復及び福祉増進などを図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定し、過去の患者・回復者の人権侵害に対する補償が行われました。

また、2009（平成21）年、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病を巡る問題の全面的な解決に向け、社会に残るハンセン病に対する偏見や差別の解消、療養所入所者の社会復帰に向けた支援に努めることになりました。

さらに、2019（令和元）年6月、熊本地方裁判所は「ハンセン病家族国家賠償請求事件」で原告勝訴の判決を下しました。国は控訴せず、患者家族の人権侵害に対する賠償を行うとともに、家族に対する偏見や差別の根絶に向けた取組を進めることとなりました。

同年11月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、補償対象者からの申請に基づく支給が開始されています。

(2) 施策の基本方向

ハンセン病に対する理解の不足に基づく偏見や差別意識を解消し、患者・回復者の方々が地域社会の構成員として安心して暮らしていくことのできる社会の実現に取り組みます。

また、ハンセン病と同じような過ちを二度と繰り返さないためにも、ハンセン病についての正しい知識と回復者等の人権尊重に対する理解を深めるための教育・啓発を推進します。さらに、日常生活に関する相談や住宅費、医療費及び介護費の助成等により、療養所入所者の社会復帰を支援します。

ア 社会復帰への支援

療養所からの退所者が民間賃貸住宅に入居する場合の家賃の一部を助成するとともに、

回復者の方々が安心して適切な医療・介護が受けられるよう、医療費及び介護費を助成します。

また、回復者の方々が自身が持つ差別されることへの恐怖感や後遺症などについて十分配慮したうえで、一人ひとりの実情に応じた社会復帰への具体的な支援を行います。

イ 名誉回復と偏見・差別意識解消のための教育・啓発の推進

ハンセン病に対する偏見と差別意識を解消するとともに患者・回復者及びその家族の名誉回復のため、パンフレット、ホームページ、療養所見学会などを通して正しい知識を習得するための教育・啓発に努めます。

ウ ふるさととの交流

療養所入所者の里帰りや療養所見学の機会などを利用し、入所者の方とふるさとの人々との交流を深めます。

エ 患者・回復者の意向を踏まえた施策の推進

名誉回復、社会復帰支援、啓発活動などの施策の推進にあたっては、患者・回復者の方々の意向が尊重されるよう、配慮していきます。

9 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族（以下「被害者等」という。）は、直接的な被害はもとより、医療費の負担や休業・転職等による経済的な困窮に加え、周囲からの好奇の目、被害者にも責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的な被害など、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

このような被害者等の状況は、これまで犯罪に関わりのない一般の人々は被害者等の存在に無関心であったこと、社会の風潮として被害者等が声を上げにくかったことなどから、社会においてはあまりよく知られていませんでした。

近年、ようやく被害者等の声や現状が社会で認知されはじめ、司法制度において、2008（平成20）年の「刑事訴訟法」等の一部改正により、被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる「被害者参加制度」や、損害賠償に関し刑事手続きの成果を利用する「損害賠償命令制度」が開始されています。

本県においても、2013（平成25）年に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」において、被害者等に関する支援の条項を設け、各機関・団体が連携して支援に関する施策を推進しています。

2018（平成30）年には「えひめ性暴力被害者支援センター・ひめここ（媛CC）」を設立し、相談受付を開始しました。

社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、被害者等になり得る立場にあります。

被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、関係機関・団体等がより一層連携を図るとともに、県民一人ひとりが被害者等の置

かかれている状況等を理解し、社会全体で被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要です。

(2) 施策の基本方向

被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、その権利利益を保護するための施策を総合的に推進するため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、さらには同年には「犯罪被害者等基本計画」、2011（平成23）年には「第2次犯罪被害者等基本計画」、2016（平成28年）には「第3次犯罪被害者等基本計画」と、総合的かつ長期的に講ずべき被害者等のための施策の大綱等が盛り込まれた計画が策定され、更なる被害者支援の充実が図られています。

ア 経済的支援への取組

犯罪被害給付制度、性犯罪被害者の初診料・診断書料などの公費負担制度等による経済的な支援に加え、転居を余儀なくされた被害者等の公営住宅への優先的入居など、被害者等の経済的負担の軽減に取り組めます。

イ 支援のための体制整備に関する取組

被害者等が直面する様々な困難に対応するため、被害者等からの相談窓口の整備・充実を図るとともに、関係機関や民間被害者支援団体等による支援ネットワークにおいて、情報共有や連携強化を図り、被害者等が必要な支援を途切れることなく受けられる体制の整備に取り組めます。

ウ 県民の理解と協力を得るための取組

被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性について、命の大切さ等に関する教育活動や県民への広報啓発活動により、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成に努めます。

エ 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりにおける取組

「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、民間被害者支援団体等と連携して、被害者等の支援に関する施策を推進します。

オ 性暴力被害者支援センターの取組

2018（平成30）年に被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被害者の心身の負担を軽減し、その健康回復と被害の潜在化防止を図ることを目的とする「えひめ性暴力被害者支援センター・ひめここ（媛CC）」を開設し、関係機関と連携して被害者に軸を置いた総合的な支援を提供します。

10 性的指向・性自認（SOGI）*

(1) 現状と課題

恋愛又は性愛の対象がどのような性に向かうのかを示す概念である「性的指向」については、異性愛・同性愛など多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である「性自認」については、生物学的な性（からだの性）と自認する性（こころの性）が一致せず違和感を持っている人がいます。

一般的には、LGBT*等の言葉が用いられており、全体的に見れば少数派ということで、性的マイノリティ*の人々を総称する言葉として、近年、しだいに浸透してきました。

全国的な統計調査では、公的なものは実施されておりませんが、民間企業が平成30年実施した全国の成人6万人を対象にした調査では、LGBTに該当する人は8.9%という結果が出ています。しかし、我が国では、LGBTに対して、社会的に十分に認識・理解が進んでいないため、当事者は、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別、またそれを助長する興味本位の扱いを受けたり、性的指向や性自認を理由とした解雇、賃貸住宅への入居拒否など、社会生活上の困難に遭遇するなど、様々な問題に苦しんでいます。

そのため、当事者の多くは、公表（カミング・アウト）を躊躇したり、日常の社会生活を送るうえでも、周囲に知られることを恐れながら生活しているものと考えられます。

一方で、近年、欧米諸国やアジアにおいても同性婚や同性カップルに婚姻とほぼ同等の権利を認める国が徐々に増えているとともに、国内外でLGBTであることをカミング・アウトした人が、政治、スポーツ、芸術等様々な分野で活躍したり、当事者で構成するNPO団体等が地道な活動を進めていることなどにより、社会において、少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

このような状況から、国においては、性的指向や性自認を理由とする差別の禁止や理解を促進する法案等制定の動きが見られるほか、一部自治体においては、性の多様性を尊重する条例の制定や、異性間の婚姻に相当する関係を自治体が認める同性パートナーシップ制度の運用など、独自に当事者を支援する動きも出てきました。

県では、様々な性的指向や性自認の人たちに関して、啓発活動等を通じて理解の促進と差別や偏見の解消に努めているところですが、すべての人が等しく自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指し、日々の生活を送る上で生きづらさを感じることをなくすよう、さらに、当事者の要望に沿った施策の実施に努めます。

(2) 施策の基本方向

性同一性障害に関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律*」が2004（平成16）年に施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになり、2008（平成20）年には、その条件を緩和する法改正も行われました。

また、世界保健機関（WHO）は、2019（令和元）年5月、国際疾病分類の改訂版を約30年ぶりに採択し、「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外し、性の健康に関する分野に加えました。（2022（令和4）年1月施行）

しかし、性的指向や性自認に関する偏見・差別が当事者を苦しめており、私たち一人ひと

りが、正しい理解や認識を深めることや、学校において当事者や保護者の思いを受け止めた対応をすることが必要です。

ア 県民の理解と協力を得るための取組

県民が性的指向や性自認について正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、これまで、研修会の開催、啓発資料の配布等を行ってきましたが、引き続き、NPO団体等とも連携して、県民に向けての幅広い教育・啓発を推進します。

特に、公務員や教員が性的マイノリティについて正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるよう、職場において研修を行うなど教育・啓発に取り組んでいくとともに、当事者が就職や賃貸住宅への入居などに際して、不利益を被ることのないよう企業などに対して働きかけを進めていきます。

イ 相談・支援体制の整備

県人権啓発センターにおける相談に加え、NPOの当事者団体とも連携し、適切な相談支援に努めます。

また、県職員自らが、性的指向や性自認に係る正しい理解と認識を深め、来庁する当事者である県民に対し適切な対応を行うことができるよう、対応指針やガイドラインを作成して職員に周知します。

このほか、県への申請書類で性別欄を記入することに苦痛を感じる県民に配慮して、様式等の見直しを検討するなど、関係団体と連携しながら、当事者に寄り添った施策を推進します。

ウ 教育機関の取組

性的指向や性自認について教職員が正しく理解し適切に対応できるよう促します。また、児童生徒の理解を促進するとともに、そのことを理由としたいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

また、県立学校の入学願書に、受験者自らが記入する性別欄について、心と体の性が一致しないトランスジェンダーなど、自分の性別に違和感を持つ受験者に配慮して、2020（令和2）年度の入学願書から、性別欄を削除することとしました。

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネット上では、ホームページのような不特定多数の人々に向けた情報発信、電子掲示板等のような不特定多数の人々の間の受発信が行われており、近年、個人に関する情報の無断掲示、中傷や侮辱、差別を助長する表現等の掲載が増加しています。特に、同和問題に関し具体的な地名や実名を挙げての誹謗・中傷や、障がいのある人、外国人に対する差別表現が社会問題となっています。

また、近年、パソコンやスマートフォン等の子どもへの急速な普及により、電子メールやグループ間の情報交換ツール等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）によるト

ラブル（インターネットを通じて行われるいじめを含む。）が、子どもたちにとって重大な問題になっています。

特に、情報の即時性やインターネットの匿名性を悪用し、他人のプライバシーを暴露したり、誹謗・中傷したりするなどの、プライバシー侵害、名誉毀損の事案は、私たちの生活で身近に起こりうる問題であり、被害者を心理的に追い込んだり、本人の知らないところで行われたりするなど、大変深刻なものとなっています。

さらに、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表することにより、被害者が大きな精神的な苦痛を受ける被害が発生している状況を受けて、2014（平成26）年には、いわゆるリベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止を図るため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（私的性的画像被害防止法）が施行されました。

(2) 施策の基本方向

インターネット上に名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする記事等を確認した際には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を拠り所として、発信者情報の開示や被害者による削除依頼等、被害者の救済・支援に向けて、事案に応じて適切に対応していけるよう、松山地方法務局や警察等の関係機関、市町、関係団体等とも連携していきます。

ア 子どもに対する啓発の推進

学校等において、情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネット等の安全・安心な使い方について、子どもや保護者等への普及・啓発に努めます。

イ 県民に対する啓発の推進

広く県民に向けて、インターネットの利用において、必要で正確な情報を取捨選択して活用できる能力を高め、情報通信に関するモラルの向上に努めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

ウ 差別的書き込みへの対応

インターネット上に差別的な書き込み等があった場合の対応方法を周知するとともに、被害者の救済、支援、モニタリングの実施など、関係機関、団体と連携して迅速かつ適切な対応に努めます。

12 北朝鮮による拉致問題

(1) 現状と課題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、今日では、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

2002（平成14）年に北朝鮮は公式に拉致を認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とそ

の家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていませんでした。

このため、国は、2006（平成18）年、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となって問題解決に向けての取組を推進しており、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。

(2) 施策の基本方向

ア 拉致問題への認識を深めるための啓発の推進

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び人権に対する重大かつ明白な侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題であります。国の取組を後押しするのは、何よりもこの問題の解決を強く求める世論です。

このため、この問題に対する県民の関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、今後とも、国・市町はもとより関係団体と連携を密にして啓発活動を積極的に進めていきます。

イ 学校教育における啓発の推進

学校教育においては、児童生徒が拉致問題を正しく理解し、自分自身の解決すべき課題としてとらえることができるよう、学校や地域の実情、児童生徒の発達段階等に応じた、教材や学習方法等の創意工夫を図りながら、教育・啓発の充実に努めていきます。

13 被災者

(1) 現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害等の発生が相次いでおり、2011（平成23）年に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらしました。また、2018（平成30）年に発生した西日本豪雨災害では、本県においても、土砂災害や河川の氾濫により甚大な被害が発生しました。これらの災害では、要配慮者*や避難所での女性等への配慮不足、プライバシーの保護が問題となったほか、東京電力福島第一原子力発電所事故では、避難された方々が、誤った認識やいわれのない偏見から、ホテルでの宿泊拒否やガソリンの給油拒否、避難先の小学校でのいじめなどの差別的な扱いを受ける事例が発生しています。

南海トラフ巨大地震による県独自の被害想定では、最大震度は7、死者は最大で約1万6千人、全壊家屋は約24万4千棟となるなど、本県がかつて経験したことのない甚大な被害が予想されていることから、防災力の一層の強化を図り、県民の生命、身体、財産を守るための取組を進めているところですが、災害時においても人権に配慮した対応ができるように、平時から取り組むことが重要となっています。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

広報紙の発行や、講習会、防災訓練の実施などを通じ、災害時における人権への配慮について啓発に取り組むほか、県民に対する放射線や原子力防災に関する正しい知識の普及に取り組めます。

イ 災害時の対応

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者や外国人も含め、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難対策を講じるほか、避難所運営における要配慮者や外国人への配慮や、女性の参画推進、男女のニーズの違いや性的マイノリティ、子育て家庭への配慮など、人権に配慮し被災者の視点に立った支援や体制の構築を促進します。

また、避難が長期化した場合には、国、市町等と連携して、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、人権に配慮したきめ細やかな生活再建のための支援を講じます。

14 その他の重要課題

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別意識があります。刑を終えて出所した人に真摯な更生意欲がある場合でも、地域社会に拒否的な感情があり、前科の噂が流布されることなどにより、経済的な生活の行き詰まりや本人の更生意欲がそがれるなど、これらの人々の社会復帰を困難なものにしていることがあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、家族・職場・地域社会などの周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

2016（平成28）年に制定・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、本県における再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、本県の状況に応じた施策の策定・実施に向けて、令和元年度に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の立ち直りを支援することで、県民が犯罪の被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与します。

今後とも、保護司や関係機関・団体等の活動と連携しながら、啓発活動等を進め、刑を終えて出所した人たちの社会復帰の支援に努めます。

(2) アイヌの人々

アイヌの人々は、狩猟や漁労を中心とした暮らしを営む中で、独自の言語であるアイヌ語や「ユーカラ」などの口承文学や古式舞踊など、豊かな文化をはぐくんできました。

明治政府は、アイヌの人々の日本国民への同化を目的に、1899（明治32）年に「北海道旧土人保護法*」を制定し、農業の奨励や医療や教育などの保護対策を進めようとしたが、付与された土地が農耕に適さない場合が多かったことから、経済的にも社会的にも恵まれな

い状況に置かれ、アイヌの人々の伝統的生活習慣や文化が失われてきました。

この法律は、1997（平成9）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）の施行に伴い廃止され、従来の同化政策から、アイヌの人々の民族性を認めアイヌ文化の振興を図る政策へと転換しました。また、2008（平成20）年には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆・参両院の全会一致で採択されています。

しかし、現在でも、生活の様々な面で他の人々との格差が残っており、また、アイヌの人々の歴史や文化に対する無関心や誤った認識から、結婚や就職における差別や偏見も依然として存在しています。

このような状況を踏まえ、2019（令和元）年には、これまでの文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む多岐にわたる施策を総合的に推進するため、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

県としても、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、アイヌの人々の歴史や文化を理解し、正しい認識を得るよう教育・啓発に努めます。

(3) ホームレス・生活困窮者

ホームレスとは、定まった住居を持たず、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる、いわゆる野宿生活を余儀なくされている状況にある人々のことです。

ホームレスになった理由は、様々な事情が考えられますが、仕事が減った、倒産・失業、病気・けが・高齢で仕事ができなくなった等の経済的な原因が多くを占めており、健康で文化的な生活を送ることができないでいます。

国においては、ホームレスを暴行する事件など、様々な社会問題が起きたことを発端に、2002（平成14）年、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）を制定し、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保などの総合的な取組を進めているところです。

厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査」（毎年1月実施）によると、愛媛県のホームレス数は、2003（平成15）年1月の85人から2019（平成31）年1月には6人と大幅に減少しています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援するため、2015（平成27）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、県では、生活困窮者に対する「自立相談支援事業」や住居確保給付金の支給、住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」、就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立の段階から有期に実施する「就労準備支援事業」等に取り組んでいるところです。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、これらの各種支援に努めるとともに、ホームレス等を含む生活困窮者への差別や偏見を解消するための人権啓発に取り組んでいきます。

(4) 人身取引

人身取引とは、人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることを目的として、脅迫、誘拐などの暴力的手段や、詐欺、甘言などによって誘い出し、運搬、移送する行為を

いい、人身売買、トラフィッキング（Trafficking=交通）とも言われます。こうした人身取引は、基本的人権の重大な侵害に当たり、人道的観点からも極めて深刻な問題です。

国際労働機関（ILO）による2016（平成28）年の推計値によれば、人身取引の被害者、強制労働及び奴隷労働に従事する人は世界全体で2,490万人に達するとされています。

国では、2004（平成16）年に「人身取引対策行動計画*」を策定し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等に取り組んできましたが、人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえ、2014（平成26）年にそれまでの計画を改訂し、「人身取引対策行動計画2014」を策定し、各種対策を実施しています。

県では、婦人相談所、警察などで相談に応じており、関係機関とも連携し被害者の迅速な保護・支援を行います。

また、人身取引への無関心が、人身取引を容易にし被害を拡大させているため、人身取引の撲滅・防止に向け、県民が、人身取引の深刻な実態を知り、社会全体の問題と受け止めるよう、啓発に取り組みます。

(5) ハラスメント

これまでに掲げた施策の中で、引き続き対応していくこととしている職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに加えて、近年、様々なハラスメントが社会問題になっています。

就職活動中の学生等が企業の社員らからセクハラを受ける就活セクハラ、妊娠・出産した女性へのマタニティ・ハラスメント、男性の育児参加への嫌がらせ等のパタニティ・ハラスメント、顧客からの悪質クレームなどの迷惑行為等を受けるカスタマー・ハラスメントなど様々です。また、介護の分野においては、サービス利用者やその家族からのセクハラなどのハラスメントが深刻な問題になっています。

こうした嫌がらせは、中には犯罪に当たるケースがあるにもかかわらず、立場の弱い被害者を守る仕組みが十分存在せず、自己が被る不利益などを恐れて表面化しないものも多いと指摘されています。

国では、だれもが安心して働ける環境づくりを進めるため、職場のハラスメント対策を柱とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」を2019（令和元）年に成立させ、これまで企業の自主的な対応に委ねられていたパワー・ハラスメントの被害防止を法制化し、今後、指針においてハラスメント対策を検討することとしています。しかし、国際労働機関（ILO）が、同年に採択した職場のあらゆるハラスメントを禁止する条約にどのように対応するのかなど、法律上の防止義務の対象となっていないハラスメントを含め、全てのハラスメントをなくすためには、今後も法整備を進めていくことが課題となっています。

県では、様々な嫌がらせ等に関する相談に応じるほか、国等関係機関と連携して、被害者の迅速な支援を行うとともに、企業等へのハラスメント防止に係る取組強化の働きかけや、職場に限らず人の尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントをなくすための啓発に取り組みます。

(6) その他

これまでに掲げている課題以外にも、人権に関わる問題は様々なものがあります。

例えば次のような問題があるほか、今後、新たな問題が発生する可能性もあります。このような問題についても、それぞれの状況に応じて、必要な施策の推進に努めます。

ア 個人情報の流出などプライバシーの保護に関する問題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があります。

近年、高度情報通信社会の進展に伴い、様々な情報の取得や利用などにおいて利便性が向上する一方、企業や行政が保有する顧客や住民の情報が大量に流出する事案が発生しています。

イ 患者の人権に関する問題

難病患者、肝炎患者やその他の感染症患者等に対して、病気や感染症に対する知識の不足や誤解から、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われたりといった、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの問題が発生しており、正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

ウ 旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題

旧優生保護法*の下で、障がいのある人などに不妊手術が強制された問題では、2018（平成30）年1月を皮切りに、子どもを産み育てるかを決める権利（リプロダクティブ権）が侵害されたとして、国に謝罪と賠償を求める訴訟が全国で提起されています。

2019（令和元）年5月の仙台地裁の一審判決では、旧優生保護法は、幸福追求権を保障した憲法第13条に違反していたことを認めるとともに、旧優生保護法が1996（平成8）年に改正されるまで長年存続したことにより、障がい者を差別する優生思想が社会に根強く残った問題点を指摘しました。

一方、国では、2019（平成31）年4月、議員立法で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給法等に関する法律」に基づき、厚生労働省の認定審査会が一時金支給の認定を実施しています。

国の統計によると旧法に基づき優生手術を受けた者は25,000人に上っており、心身に多大な苦痛を受けた人々の人権の回復に努める必要があります。

エ ひきこもりに関する問題

内閣府が2015（平成27）年に実施した15～39歳対象の調査では、ひきこもりの状態にある人の推計数は全国で541,000人でした。また、内閣府が40～64歳の中高年を対象に2018（平成30）年12月に初めて実施した調査結果では、ひきこもりの状態にある人*は、全国で613,000人に上ると推計されています。

高齢の親がひきこもりの状態にある中高年の子を支える状況は、それぞれの年齢から「8050問題」とも呼ばれ、社会問題になっています。

これらひきこもりの状態にある人は、生活の困窮や社会からの孤立が課題となっている

ばかりでなく、ひきこもりの状態であった人が関係した事件等により、偏見が助長されたり、また、支援と称した法外な契約金の要求や、半強制的な労働などの人権侵害も起きています。

このため、行政機関・関係団体等が連携して、相談対応をはじめ、適切な支援等を進めるとともに、ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図っていく必要があります。

第5章 推進体制

1 県の推進体制

県が行うすべての業務について、人権に関わりのない仕事はなく、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。このため、県のあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

(1) 全庁的な推進組織の構築

「愛媛県人権施策推進基本方針」に基づき、人権施策を推進するため、愛媛県人権施策推進本部を設置し、関係部局相互の連携・協力のもと、総合的かつ効果的な施策の推進に努めるとともに、愛媛県人権施策推進協議会の意見や提言を踏まえ、基本方針の適切な進行管理に努めます。

(2) 愛媛県人権啓発センターの機能強化

人権啓発活動の拠点として、2003（平成15）年に県庁人権対策課内に愛媛県人権啓発センターを設置し、人権の総合的な窓口として相談業務や調査研究を行うほか、指導者等の人材の養成、研修手法の検討や講師の派遣・紹介など、人権教育・啓発を推進しています。

今後とも、関係機関、市町、NPO等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚や人権擁護を進める拠点として、人権に係る調査研究や啓発資材の開発、作成など、その機能や組織の充実に努め、人権施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

2 国及び市町との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町がそれぞれの立場から、様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと、協力体制を強化していくことが必要になっています。

このため、法務局や人権擁護委員などの国の機関や市町等で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会の連携を強化し、効果的な人権啓発活動を進めていきます。

特に、市町は、県民に最も身近な地方公共団体であり、地域の実情に即したきめの細かい人権啓発活動を行うことにより、より大きな効果が期待されることから、市町に対して、人権教育・啓発に関する情報提供や指導者の育成など、積極的な支援に努めます。

3 NPO、各種団体等多様な主体による協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な主体による協働が不可欠であり、県や市町がこれらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、近年、価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPOに参画する人が増加し、地域づくりの担い手として、大きな役割を果たすようになっており、第4章で取り上げている多くの人権課題について、様々な活動をしているNPOやボランティア団体があります。

行政としても、これらの自主的な取組やノウハウを活かしていくことは、県民が主体的、自主的な活動により人権教育・啓発を推進する観点からも重要であり、県や市町が行う人権啓発活動について、NPOの企画への参画や地域住民、企業との連携を含め、県民参加型の効果的な啓発活動が行えるよう、NPOをはじめとする多様な主体による協働を推進します。

4 県民に期待される役割

人権が尊重される社会づくりの実現のためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されていますが、人間は一人ひとり違っており、お互いを認め合い、思いやることができるよう、人権意識を高め、日常生活の行動に根付かせていかなければなりません。

このように、人権問題はまさに、一人ひとりの心の問題であり、生涯を通じて、常に学習していく姿勢が求められています。県民一人ひとりの主体的な行動によって、笑顔に満ちた地域社会の実現を目指しましょう。

用語解説

(50音順)

ア行

インフォームド・コンセント

説明と同意 (informed-consent) のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分にかつ、分かりやすく説明する義務があると言われていました。また、その時、患者は自分の身体の中でどのようなことが起きているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問点を解消し納得したうえで治療を受けることに同意することを併せて、インフォームド・コンセントといいます。

H I V

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の略で、1983 (昭和58) 年に発見されました。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、いわゆるエイズ (後天性免疫不全症候群、AIDS : Acquired Immunodeficiency Syndrome) の発症までには数年から10年以上かかると言われます。近年、医学の進歩によりエイズの発症を抑える薬が開発されています。

N P O

非営利組織 (Non-Profit Organization) の略語で、株式会社や有限会社などと違い、営利を目的としない団体です。現在、日本では、市民が主体となって社会貢献活動を行っている団体を指してN P Oと呼ぶことが多いようです。1998 (平成10) 年に、「特定非営利活動促進法」(通称「N P O法」) が施行され、この法律に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人 (N P O法人) と呼ばれています。

えひめチャレンジオフィス

障がいがあり常時勤務による就労が困難な方を対象に、非常勤職員として一定期間 (最長3年間) 雇用し、事務補助や軽作業などオフィスで働いた経験を生かして民間企業や県、市町等への就労にステップアップすることを支援する。

MSM

Men who have Sex with Men の略。男性とS E Xをする男性のことを表します。

カ行

外国人技能実習機構

外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟練に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転による国際協力を推進するこ

とを目的として、2017（平成29）年1月25日に設立されたもので、技能実習計画の認定、技能実習生に対する相談・援助などの業務を行っています。

介護サービス情報の公表制度

2006（平成18）年4月の改正介護保険法の施行により「サービスの質の確保・向上」のため、介護サービス事業者は事業所情報の公表を義務付けられました。これは、指定情報公表センターが、事業所ごとに、基本情報と指定調査機関が調査する運営情報を、簡単に検索・閲覧できるようホームページで公表することにより、利用者や家族、介護スタッフ等が比較検討を通じて介護サービス事業者を選択できるようにするとともに、事業者の適正な競争を促し、介護サービス全体の質の向上を目指すものです。

旧優生保護法

優生学上不良な遺伝のある者の出生を防止し、また妊娠・出産による母体の健康を保持すること目的として、優生手術、人工妊娠中絶、受胎調節の実地指導などについて規定していた法律。1948（昭和23）年に施行され、1996（平成8）年に優生思想に基づく部分を削除した「母体保護法」に改正・改題されました。

広域隣保活動事業

隣保館が設置されていない地域において、地域住民の生活の改善及び向上を図るとともに、地域住民の人権問題に対する理解を深めるため公民館、集会所、各種センター等、既存の各種公的施設を活用して隣保事業を行うもので、市町が主体となって実施するものです。

公正採用選考人権啓発推進員

事業所において、差別のない適正な採用選考システムを確立するために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的に、一定規模以上（従業員の数100人以上）の事業所に設置されており、その中心的な役割を担っています。

合理的配慮

筆談や読み上げなど、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮

子どもの愛顔^{えがお}応援ファンド

官民共同による本県独自の子育て支援策を展開するための基金等として、広く企業や県民の参画・協力をいただき、子育て世帯や西日本豪雨で被災された子どもへの支援、貧困や不登校等の問題を抱える子どもの居場所づくり、子どもを支える地域の活動を応援する事業などに活用する。

サ 行

実態的差別

同和对策審議会答申（1965（昭和40）年）のなかで、「心理的差別」と区別して用いられた用語で

あり、「実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具現化である」と述べられています。

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）

1989（平成元）年11月の国連総会で採択され、翌1990（平成2）年に発効した条約で、日本は1994（平成6）年に批准しています。

前文と本文54条からなり、すべての子どもたちを人権の主人公として尊重し、独立した人格を持つ権利主体として人権を保障するとともに、子どもは心身が発達途上にあることから、特別に保護し、発達を支援する必要があることを基本に、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められています。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006（平成18）年12月、国連総会で採択され、2014（平成26）年1月に我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」いわゆる「障害者権利条約」は、前文と本文50条からなり、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

主な内容として、「障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止」、「障害者が社会に参加し、包容されることを促進」、「条約の実施を監視する枠組みを設置」等が定められています。

人権という普遍的な文化

「人権教育のための国連10年」の活動は、地球上のどこにおいても人権が尊重されることを社会規範にしようとして進められてきたものであり、その基本理念である「人権という普遍的な文化」とは、人権についてお互いが理解し、尊重しあうことが暮らしの中の一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

障がいのある人

県では、2016（平成28）年4月の「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「障害」という言葉について、「害悪」等の負の印象がある「害」の字が使われることに不快感を持つ方の心情に配慮するとともに、障がいがある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を推進するため、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は、原則として「障がい」と表記することとしました。ただし、法令等の題名や用語、他機関や団体等の固有名詞などの場合は除きます。

人身取引対策行動計画

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからであるとの認識のもと、政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、2004（平成16）年4月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置したうえ、総合的・包括的な人身取引対策を早急に講ずることを目指して、同年12月にこの行動計画を策定しました。

行動計画では、人身取引被害者を保護の対象として明確に位置づけられ、被害者が心身共に過酷な状況に置かれていたことを十分配慮し、被害者の状況に応じ、きめ細かな対応を行うこととされ、加害者（ブローカー、雇用主等）の処罰に関しては、事案の重大性を十分に踏まえた刑罰法令等の整備が図られるとともに、取締りを一層強化することとされました。また、我が国に人身取引の存在を許容する要因となり得ていた諸制度にも踏み込み、人身取引の防止を図ることとされました。

心理的差別

同和対策審議会答申（1965（昭和40）年）のなかで、「実態的差別」と区別して用いられた用語であり、「心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である」と述べられています。

性的指向・性自認（SOGI）、性的マイノリティ（LGBT）

〇LGBT

レズビアン（lesbian）、ゲイ（gay）、バイセクシュアル（bisexual）、トランスジェンダー（transgender）の頭文字をつなげたもので、その他さまざまな性的マイノリティを表す総称として使われている。

〇SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）

性的指向と性自認を意味する英語を略したもの。

〇性的マイノリティ（性的少数者）

性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称で、全体的にみて少数であることから、性的マイノリティ（少数者）といわれています。

〇性的指向、同性愛、両性愛

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるために正常と思われず、根強い偏見と差別から、社会生活の様々な面で人権に関わる問題が発生しています。かつては、同性愛を治療対象となる「障害」としていたWHO（世界保健機関）は、1990（平成2）年にこれを削除し、「障害」ではなくなりました。1995（平成7）年、日本精神神経学会も同様の基準を採用しました。

○性同一性障害

生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない状態のことです。性同一性障害のある人々は、自分の「こころの性」と「からだの性」が一致しないことにより社会生活に支障が生じています。このため、診断・治療を受け、性別適合手術、さらに戸籍上の性別の変更（※用語解説「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を参照。）に及ぶ人もいますし、そうでない人もいます。

○インターセックス

先天的に身体上の性別が不明瞭であることをいい、こうした人々も性的マイノリティに含まれます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害のある人々のうち、特定の条件（1. 20歳以上であること、2. 現に婚姻していないこと、3. 現に未成年の子がいないこと、4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、5. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること）をすべて満たす人に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって、法令上の性別の取扱いを、自分の性であると自認している性「こころの性」に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律で、2004（平成16）年7月に施行されました。

なお、3. の条件は、2008（平成20）年の改正により、「現に子がないこと」から「現に未成年の子がないこと」に緩和されたものです。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方（ここでは「本人」といいます。）は、財産管理や契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法の被害にあったりするおそれがあることなどから、このような人の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のことです。

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」、判断能力が不十分となった場合には、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人・保佐人・補助人（本人の判断能力に応じて選択）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。「法定後見制度」を利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをすることが必要になります。

セクシュアル・ハラスメント

一般的には、「性的嫌がらせ」を意味するものとされ、労働の場では、性的な言動に対する労働者の対応により、降格、減給など労働条件に不利益を受ける「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動によって就業環境を害される（不必要に身体を触る、性的な噂の流布、人目に触れる場所へのわいせつなポスター等の掲示など）「環境型セクシュアル・ハラスメント」の2種類に分類されます。

セクシュアル・ハラスメントの中には単なる嫌がらせに止まらず、心身に支障を及ぼしたり、職場環境を悪化させて働く意欲を低下させたり、最悪の場合には労働者側が退職に追い込まれるといった深刻なケースも見受けられます。

夕行

地域改善対策協議会

同和行政について、政府に対し意見を具申するため設置された、総務庁の附属機関です。1982（昭和57）年に設置され、1996（平成8）年5月には、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申として、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と述べられています。

地域密着型サービスの外部評価事業

地域密着型サービスとして位置付けられている認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所のサービス評価は、ランク付けを行うものではなく、事業者が主体的に良質なサービス水準を確保し、更なる質の向上に向けて積極的にステップアップを図っていくことを目的として、1999（平成11）年に、認知症グループホーム事業者自らが取り組んだ「自己評価」から始まりました。認知症グループホームは、家庭的な住環境とケアで安心して暮らせる生活の場として期待される一方、その利用者が判断力や表現力が低下している認知症の人であること、小規模・少人数の単位で提供されるサービスであるため、運営のいかんによっては、密室性、閉鎖的になることが懸念されていたからです。この経緯と実績を踏まえ、2001（平成13）年、認知症グループホームに「自己評価」が義務付けられ、2002（平成14）年からは都道府県が選定した評価機関が行う「外部評価」が始まり、義務化されました。「外部評価」は、評価機関が訪問調査を行い、自己評価では気付かない点や利用者の立場に立った視点で現状を確認し、事業者とともに改善点を明確化し、更なる取組につなげていく役割を担っています。現在、年1回事業所ごとに評価を実施し、その結果が公表されています。

（女性の）チャレンジ支援

男女共同参画会議は、内閣総理大臣の指示を受け、2003（平成15）年4月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見「女性のチャレンジ支援策について」を策定しました。

この意見は、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野の支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及しています。また、女性のチャレンジを政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の三つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義についても述べています。

同年6月、内閣総理大臣及び関係各大臣により組織する、男女共同参画推進本部は、この意見を踏まえて、「女性のチャレンジ支援策の推進について」を本部決定しました。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活

動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法です。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しました。

同和对策審議会答申

同和对策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行い、答申を行っています。同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっており、その中で、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には配偶者や恋人など「親密な」関係にある又はあった相手から振るわれる暴力といった意味で使われることが多いようです。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」など様々な暴力があります。またこれらが重なり合って起こることが少なくありません。

ナ 行

認知症

認知症は、いろいろな原因による脳の病気で、認知機能の低下により日常生活などに支障を来すようになってきた状態の総称です。アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭・側頭型認知症など、原因となる疾患により、症状の特徴や治療法、対応の仕方も異なります。認知症の人は、2012（平成24）年には全国で462万人、軽度認知障害（MCI）と呼ばれる予備軍は400万人と推計されており、誰もが、認知症とともに生きていく時代となっています。

認知機能が低下すると、物忘れなどの「記憶障害」、時間や場所がわからなくなる「見当識障害」、計画してやり遂げることが困難となる「実行機能障害」などの症状が現れます。また、これらの中核症状のために、妄想、幻覚、抑うつなどの精神症状、徘徊、暴言・暴力・攻撃性などの行動障害が起こり、本人や家族にとっては、非常に苦しいものになりますが、環境を整え、適切なケアを行うことで、その症状を軽減することが可能です。

また、認知症を正しく理解し、できるだけ早期に発見・対応をして、症状に適した治療や接し方を考えることが大切です。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座修了者のことで、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。その目印として、講座修了時にブレスレット（オレンジリング）が渡されます。

2005（平成17）年度に厚生労働省が「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」キャンペーンを開始し、2014（平成26）年6月末で500万人を超えました。

認知症サポート医

国立長寿医療研究センターにおいて、認知症サポート医養成研修を修了した医師のことです。

かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役、専門医療機関や地域包括支援センターとの連携役、また、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案・講師などの役割が期待されています。

八行

発達障がい

下記のような障害を総称して「発達障がい」と呼んでいます。発達障がいのある子どもは、障害による困難をかかえています。優れた能力を発揮する場合があります。できる限り早期から適切な支援を受けることによって状態が改善することも期待されます。

主な発達障がいの一般的な特徴は次のとおりですが、個人によっても様々です。

○LD（学習障害）

知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられます。

○ADHD（注意欠陥多動性障害）

注意力や衝動性、多様性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがあります。

○高機能自閉症・アスペルガー症候群

相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせたりする行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られます。

なお、アスペルガー症候群は、言葉の発達の遅れを伴わないものです。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去を指しますが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

パワー・ハラスメント

法令上は明確に定義されていませんが、厚生労働省によると、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいい、うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもであるとされています。

ハンセン病

感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症で、「らい病」と呼ばれ

遺伝病のように考えられていた時代もありました。1873（明治6）年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

かつては、感染によって手足等の末梢神経の麻痺や皮膚に様々な症状が起こり、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから、不治の病と恐れられましたが、1943（昭和18）年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。現在は、いくつか薬を組み合わせる多剤併用療法（MDT）がとられています。

ひきこもり状態にある人

仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外と殆ど交流がない状態の人を指します。厚生労働省は現在、こうした状態が6か月以上続いた場合を定義しています。

福祉サービス第三者評価制度

第三者評価は、福祉サービス事業者でも利用者でもない（当該福祉サービスの当事者関係にない）第三者性を有する機関（＝評価機関）が、事業者、利用者、必要があればその他に対するヒアリング、アンケート、訪問などによる調査に基づき、事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいいます。

第三者評価の目的は、サービスの質の向上、サービスの選択支援の2つであり、第三者評価により、事業者のサービス改善等の取組を促進しサービスの質の向上を図るとともに、評価結果の公表により、各事業者のサービス情報を提供し、利用者が自分に合った質の高いサービスを選択し、利用できるような支援を行うものです。

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為であるとされています。

北海道旧土人保護法

1899（明治32）年に、アイヌの人たちを日本国民に同化させることを目的に制定された法律で、土地の付与や農業の奨励、教育や医療の保護対策を行うものでしたが、付与される土地には良好な土地は少なく、その他の対策も成果を挙げることができませんでした。この法律は、戦後も法律として効力を持ち続け、1997（平成9）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い、廃止されました。

ヤ・ラ行

ユニットケア

特別養護老人ホームなどの高齢者施設の居室を、いくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うものです。

厚生労働省では、2001（平成13）年9月に、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする「小規模生活対応型の介護施設」としての特別養護老人ホーム（「新型特

養」という。)の積極的な整備を進めることを打ち出し、今後整備する特別養護老人ホームについては、全室個室・ユニットケアを原則としていくこととしています。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

要配慮者

「災害対策基本法」や愛媛県地域防災計画において、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者とされています。

らい予防法

国は、1907（明治40）年に「癩予防ニ関スル件」という法律を制定して「浮浪らい」の患者を療養所に入れ一般社会から隔離しました。1931（昭和6）年には新たに「癩予防法」が制定され、全国各地に国立療養所を設けて、全てのハンセン病患者を強制的に隔離する政策がとられ、1953（昭和28）年「らい予防法」の施行後も、この政策はおよそ90年間存続しました。

有効な治療薬が開発されてからは、強制隔離するほどの特別な病気ではなくなりましたが、見直しが大きく遅れたことが結果として社会の偏見・差別を助長し、患者やその家族の方々に、はかり知れない苦難と苦痛を与えました。

1996（平成8）年「らい予防法」は廃止され、同時に療養所に入所している方々の医療、福祉及び生活の維持を目的とした「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されましたが、2009（平成21）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたことにより、「らい予防法の廃止に関する法律」は廃止されました。

隣保館

同和地区及びその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター（コミュニティセンター）として、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

参 考 資 料

人権関係年表

世界人権宣言

日本国憲法(抄)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

愛媛県人権尊重の社会づくり条例

愛媛県人権施策推進協議会委員名簿

人権関係年表

年号	国連等	国等
1947(昭22)		<ul style="list-style-type: none"> ●「日本国憲法」施行 ●「労働基準法」施行 ●「児童福祉法」施行 ●「教育基本法」施行 ●「民法」改正
1948(昭23)	●「世界人権宣言」採択	
1949(昭24)	●「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
1950(昭25)		<ul style="list-style-type: none"> ●「身体障害者福祉法」施行 ●「生活保護法」施行 ●「児童憲章」制定 ●「精神衛生法」施行 ●「社会福祉事業法」施行
1951(昭26)	●「難民の地位に関する条約（難民条約）」採択	
1959(昭34)	●「児童の権利に関する宣言」採択	●「未帰還者特別措置法」制定
1960(昭35)		●「精神薄弱者福祉法」施行
1963(昭38)		●「老人福祉法」施行
1964(昭39)		●「母子及び寡婦福祉法」施行
1965(昭40)	●「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約（人種差別撤廃条約）」採択	●「同和对策審議会答申」
1966(昭41)	●「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択、同時に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	
1968(昭43)	●国際人権年 ●第1回世界人権会議	
1969(昭44)		●「同和对策事業特別措置法」施行
1970(昭45)		●「心身障害者対策基本法」施行
1971(昭46)	●「精神薄弱者の権利宣言」採択	
1973(昭48)	●「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975(昭50)	●国際婦人年	
1976(昭51)	●「障害者の権利宣言」採択	
1979(昭54)	●「国際婦人年の10年」（1976～1985）の決議を採択	●「国際人権規約」批准
	●国際児童年	
	●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	
1981(昭56)	●国際障害者年	●「難民の地位に関する条約」加入
1982(昭57)	●「国連障害者の10年」（1983～1992）の決議を採択	
1984(昭59)	●「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）」採択	●「地域改善対策特別措置法」施行
1986(昭61)		●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
1987(昭62)	●家のない人々のための国際居住年	●「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行
1989(平1)	●「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択	●高齢者保健福祉十か年戦略（ゴールドプラン）」策定
	●「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止）」採択	●「出入国管理及び難民認定法」改正
		●「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行
1990(平2)	●「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1993(平5)	●国連人権高等弁務官を新設	●「障害者対策に関する新長期計画」策定
	●「世界の先住民の国際年の10年」（1994～2003）を宣言	●「障害者基本法（心身障害者対策基本法改正）」施行
1994(平6)	●国際家族年	●「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
	●「人権教育のための国連10年」（1995～2004）を宣言	●「児童の権利に関する条約」締結
		●「新ゴールドプラン」策定

年号	国連等	国等
1995(平7)	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結 ●「高齢社会対策基本法」施行 ●「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ●「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」へ改正 ●障害者対策推進本部「障害者プラン（ノーマライゼーション7ヶ年戦略）」策定
1996(平8)		<ul style="list-style-type: none"> ●「地域改善対策協議会意見具申」 ●男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」決定 ●「高齢社会対策大綱」策定 ●「らい予防法」廃止
1997(平9)		<ul style="list-style-type: none"> ●「人権擁護施策推進法」施行 ●「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 ●地対財特法の一部改正 ●男女雇用機会均等法の一部改正 ●「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行 ●「北海道旧土人保護法」廃止
1998(平10)		<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」の一部改正、60歳以上定年制義務化 ●「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正、障害者雇用率（1.8%）の設定 ●「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999(平11)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際高齢者年 ●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行、精神薄弱者から知的障害者への用語改正 ●「男女共同参画社会基本法」施行 ●人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 ●「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」施行
2000(平12)	<ul style="list-style-type: none"> ●「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ●「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画策定 ●「介護保険法」施行 ●「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 ●「外国人登録法」一部改正、指紋押捺全廃 ●「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 ●「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ●「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ●「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ●「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 ●「社会福祉法」施行（社会福祉事業法の改正） ●「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001(平13)		<ul style="list-style-type: none"> ●「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」施行 ●愛媛県人権施策推進協議会設置 ●人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ●「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 ●人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 ●「高齢者社会対策大綱」策定 ●「犯罪被害者等給付金支給法」改正 ●らい予防法違憲国家賠償請求訴訟熊本地裁判決確定

人権関係年表

年号	国連等	国等
2002(平14)	<ul style="list-style-type: none"> ●「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 ●「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ●「改正育児・介護休業法」施行 ●「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）」施行 ●「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ●「身体障害者補助犬法」施行 ●「障害者基本計画」策定 ●愛媛県人権施策推進協議会「愛媛県における人権教育・啓発の推進に関する意見」提言
2003(平15)		<ul style="list-style-type: none"> ●「少子化社会対策基本法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」施行 ●愛媛県人権啓発センター（人権対策課内）設置 ●「子ども・子育て応援プラン」策定 ●「えひめ・未来・子育てプラン」策定 ●「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定
2004(平16)		<ul style="list-style-type: none"> ●「児童虐待の防止等に関する法律」改正 ●「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「愛媛県人権施策推進基本方針」策定 ●「人身取引対策行動計画」策定
2005(平17)	<ul style="list-style-type: none"> ●「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●「犯罪被害者等基本法」施行 ●「犯罪被害者等基本計画」策定 ●「愛媛県障害者計画」策定
2006(平18)	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」及びその「選択議定書」採択 ●「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」一部改正、地域支援事業創設 ●「障害者自立支援法」施行 ●「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ●「拉致問題対策本部」設置
2007(平19)	<ul style="list-style-type: none"> ●「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」策定 ●「愛媛県障害福祉計画」策定
2008(平20)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ●「刑事訴訟法」一部改正、被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設 ●「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」一部改正、性別変更の要件緩和 ●「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択
2009(平21)		<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」策定 ●「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ●2006（平成18）に設置した「拉致問題対策本部」を廃止し、再度、内閣総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置
2010(平22)	<ul style="list-style-type: none"> ●「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●「子ども・若者育成支援推進法」施行 ●「愛媛県人権施策推進基本方針（改訂版）」策定 ●「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」策定
2011(平23)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」発足 ●「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 ●「企業と人権に関する指針原則：国連『保護、尊重、救済』枠組みの実施」採択 ●「児童の権利条約の通報手続きに関する選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 ●「第2次愛媛県男女共同参画計画」策定

年号	国連等	国等
2012(平24)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「子ども・子育て支援法」施行 ● 「障害者虐待防止法」施行 ● 「外国人登録法」廃止 ● 「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」策定
2013(平25)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」（「障害者自立支援法」を改題）施行 ● 「障害者差別解消法」制定 ● 「いじめ防止対策推進法」施行 ● 2009（平成21）に設置した「拉致問題対策本部」を廃止し、改めて、全ての国務大臣を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置 ● 「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」施行 ● 「愛媛県人権・同和教育基本方針」策定
2014(平26)	● 「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画」採択	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者の権利に関する条約」批准 ● 「子どもの貧困対策法」施行 ● 「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」施行 ● 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」策定 ● 「私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（私的性的画像被害防止法）施行
2015(平27)	● 「持続可能な開発目標（SDGs）」採択	● 「生活困窮者自立支援法」施行
2016(平28)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 ● 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行 ● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ● 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）施行 ● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 ● 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行
2017(平29)		● 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
2018(平30)	● 「人権教育世界プログラム」第4段階採択	
2019(平31・令元)	● 「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」採択	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正「出入国管理及び難民認定法」施行 ● 「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給法等に関する法律」施行 ● 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ● 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」成立 ● 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」成立

世界人権宣言

1948（昭和23年）12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家

庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

愛媛県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(県と市町との協働)

第4条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(愛媛県人権施策推進協議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県同和対策委員会の項を削る。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。

愛媛県人権施策推進協議会委員名簿

令和2年3月現在

氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考
いし 丸 ひとみ	愛媛県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員長	
おお 岩 きん し 司	一般社団法人愛媛県精神障害者福祉会連合会長	
おお 美 よし まさ 昌	N H K 松山放送局長	
かわ 川 さき み よ 代 子	愛媛県連合婦人会副会長	
こ 小 ばやし あつ こ 子	一般社団法人愛媛県地域密着型サービス協会 理事	
たか 高 おか じゅん こ 子	愛媛県民生児童委員協議会副会長	
たけ 武 い よし さだ 定	公益社団法人被害者支援センターえひめ理事長	
にし 西 やま よし むね 宗	公募委員	
みつ 光 のぶ かず ひろ 宏	愛媛大学法文学部教授	
みや 宮 ざき めぐみ 恵	愛媛県 P T A 連合会副会長	
やま 山 さき ひろし 宏	弁護士 人権擁護委員	会 長
やま 山 さき よし てる 輝	愛媛県人権対策協議会会長代行	
やま 山 もと かつ し 司	修文大学健康栄養学部教授	副会長
よね 米 だ たか ひろ 弘	愛媛県人権教育協議会会長代行	
ルース・バージン	愛媛大学国際連携推進機構教授	

(五十音順、敬称略)

愛媛県人権施策推進基本方針〔第三次改訂版〕
—すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して—

令和2年3月改訂

発行 愛媛県県民環境部県民生活局人権対策課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
T E L 089-912-2455
F A X 089-934-4522
E-mail jinkentaisaku@pref.ehime.lg.jp